

3.2 社会的状況

3.2.1 人口及び産業の状況

1. 人口の状況

関係市における人口及び世帯数は第3.2-1表、人口の推移は第3.2-2表のとおりである。

2023年10月1日現在の人口は、豊田市で416,127人、みよし市で62,120人、世帯数は、豊田市で180,540世帯、みよし市で25,110世帯である。

また、過去5年間の人口の推移は、豊田市及びみよし市ともに減少傾向である。

第3.2-1表 人口及び世帯数（2023年）

地域	人口（人）			世帯数 （世帯）
	総数	男	女	
豊田市	416,127	217,188	198,939	180,540
みよし市	62,120	32,142	29,978	25,110
愛知県	7,480,897	3,725,279	3,755,618	3,327,701

注：人口及び世帯数は、2023年10月1日現在の値である。

〔「令和6年度刊愛知県統計年鑑」（愛知県ウェブサイト、2025年11月閲覧）より作成〕

第3.2-2表 人口の推移

（単位：人）

地域	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
豊田市	426,162	423,104	419,268	417,256	416,127
みよし市	62,782	62,898	61,934	62,156	62,120
愛知県	7,552,873	7,541,123	7,516,008	7,497,521	7,480,897

注：各年10月1日現在の値である。

〔「令和2年度～令和6年度刊愛知県統計年鑑」（愛知県ウェブサイト、2025年11月閲覧）より作成〕

2. 産業の状況

(1) 産業構造

関係市における産業（大分類）別就業者数は、第3.2-3表のとおりである。

2020年の就業者数は、豊田市で第1次産業が3,918人、第2次産業が106,468人、第3次産業が120,917人、みよし市で第1次産業が533人、第2次産業が13,166人、第3次産業が19,116人である。

第3.2-3表 産業（大分類）別就業者数（2020年）

（単位：人）

地域	15歳以上就業者数	第1次産業	第2次産業	第3次産業
豊田市	231,303	3,918 (1.7)	106,468 (46.0)	120,917 (52.3)
みよし市	32,815	533 (1.6)	13,166 (40.1)	19,116 (58.3)
愛知県	4,012,428	75,528 (1.9)	1,301,294 (32.4)	2,635,606 (65.7)

注：1. 就業者数等は、2020年10月1日現在の値である。

2. ()内の数値は、15歳以上就業者数に占める第1次、第2次及び第3次産業人口の割合(%)を示す。

〔「令和2年国勢調査－就業状態等基本集計結果（統計表）－」（愛知県ウェブサイト、2025年11月閲覧）より作成〕

(2) 工業

関係市における工業の状況は、第 3.2-4 表のとおりである。

2024 年の事業所数は豊田市が 928、みよし市が 204、従業者数は豊田市が 118,914 人、みよし市が 15,540 人、2023 年の製造品出荷額等は豊田市が 2,052,715,111 万円、みよし市が 104,783,860 万円である。

第3.2-4表 工業の状況（2024年）

地 域	事業所数	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (万円)
豊田市	928	118,914	2,052,715,111
みよし市	204	15,540	104,783,860
愛知県	18,414	845,283	5,802,178,932

注：1. 事業所数及び従業者数は、2024 年 6 月 1 日現在の値である。

2. 製造品出荷額等は、2023 年 1 月～12 月の 1 年間における製造品出荷額（製造工程から出たくず及び廃物の出荷額を含む）、加工賃収入額、及びその他の収入額の合計である。

〔「2024 年『経済構造実態調査（製造業事業所調査）』」（経済産業省ウェブサイト、2025 年 11 月閲覧）より作成〕

(3) 商業

関係市における商業の状況は、第 3.2-5 表のとおりである。

2021 年の事業所数は豊田市が 2,269、みよし市が 310、従業者数は豊田市が 25,699 人、みよし市が 4,459 人、2020 年の売上（収入）金額は豊田市が 2,052,323 百万円、みよし市が 258,238 百万円である。

第3.2-5表 商業の状況（2021年）

地 域	事業所数	従業者数 (人)	売上（収入）金額 (百万円)
豊田市	2,269	25,699	2,052,323
みよし市	310	4,459	258,238
愛知県	57,458	597,518	39,419,914

注：1. 事業所数及び従業者数は、卸売業・小売業における 2021 年 6 月 1 日現在の値である。

2. 年間商品販売額は、卸売業・小売業における 2020 年 1 月 1 日～12 月 31 日の 1 年間の値である。

〔「令和 3 年経済センサスー活動調査」（総務省ウェブサイト、2025 年 11 月閲覧）より作成〕

3.2.2 土地利用の状況

1. 土地利用状況

関係市における地目別土地利用面積は第 3.2-6 表、対象事業実施区域及びその周囲における土地利用の現況は第 3.2-1 図のとおりである。

2022 年の地目別土地利用面積は、豊田市が森林 62,203ha と最も多く、次いでその他 9,621ha、みよし市が宅地 1,078ha と最も多く、次いで農地 729ha である。

第3.2-6表 地目別土地利用面積（2022年）

（単位：ha）

地 域	行政面積	農地	森林	原野等	水面・河川・水路	道路 (一般道路・農道・林道)	宅地	その他
豊田市	91,832	6,220	62,203	160	2,811	3,902	6,915	9,621
みよし市	3,219	729	154	—	160	406	1,078	692
愛知県	517,019	72,900	217,744	228	23,184	41,258	98,965	62,740

- 注：1. 行政面積は 2022 年 10 月 1 日現在、農地は 2022 年 7 月 15 日現在、森林、原野等、水面・河川・水路、林道は 2023 年 3 月 31 日現在、農道は 2022 年 8 月 1 日現在、一般道路は 2022 年 4 月 1 日現在、宅地は 2022 年 1 月 1 日現在の値である。
2. その他は、行政面積から農地、森林、原野等、水面・河川・水路、道路及び宅地の各面積を差し引いたものである。
3. 四捨五入の関係で、行政面積と内訳の合計は一致しないことがある。

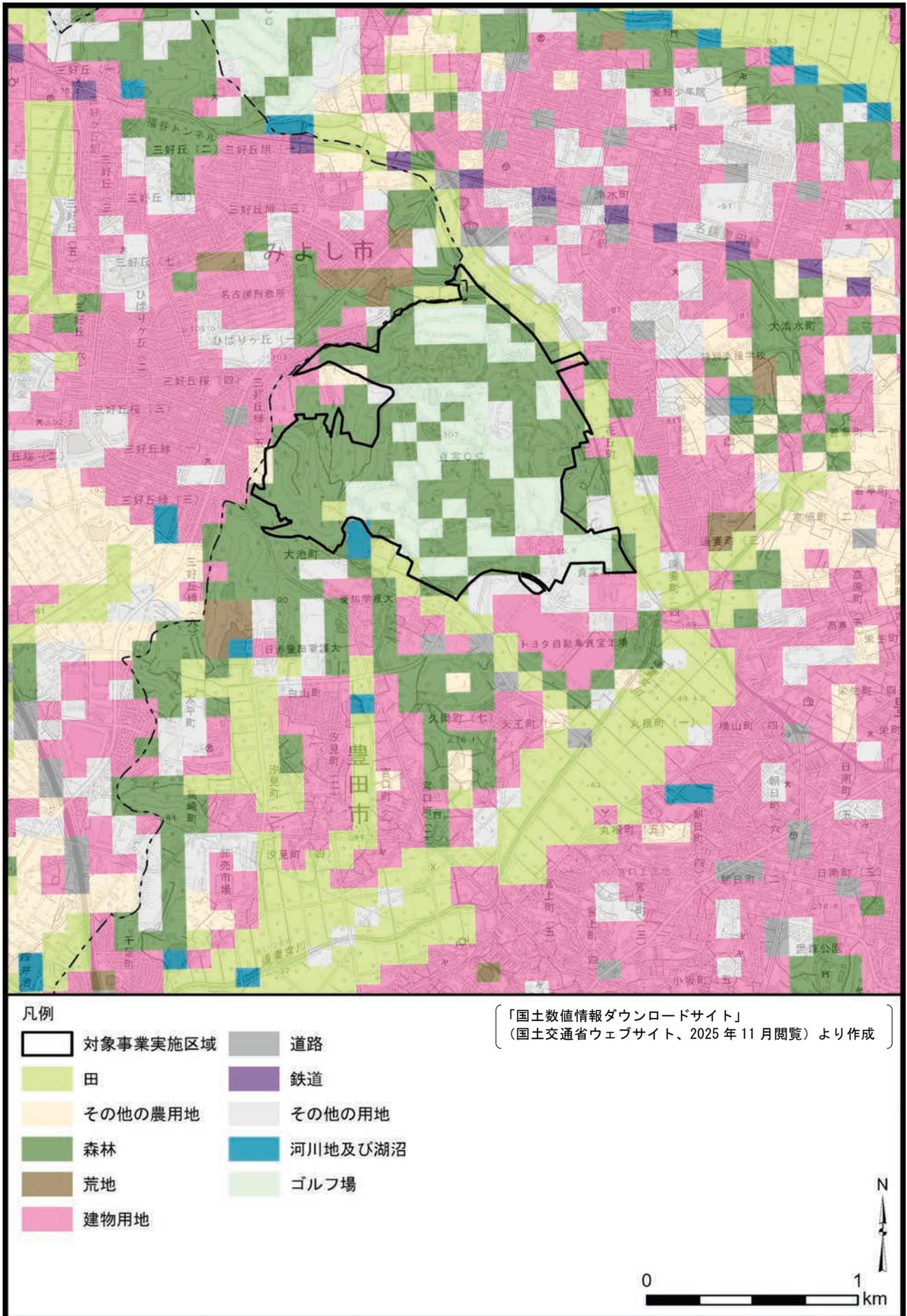
〔「土地に関する統計年報 2023 年版」（愛知県ウェブサイト、2025 年 11 月閲覧）より作成〕

2. 土地利用計画

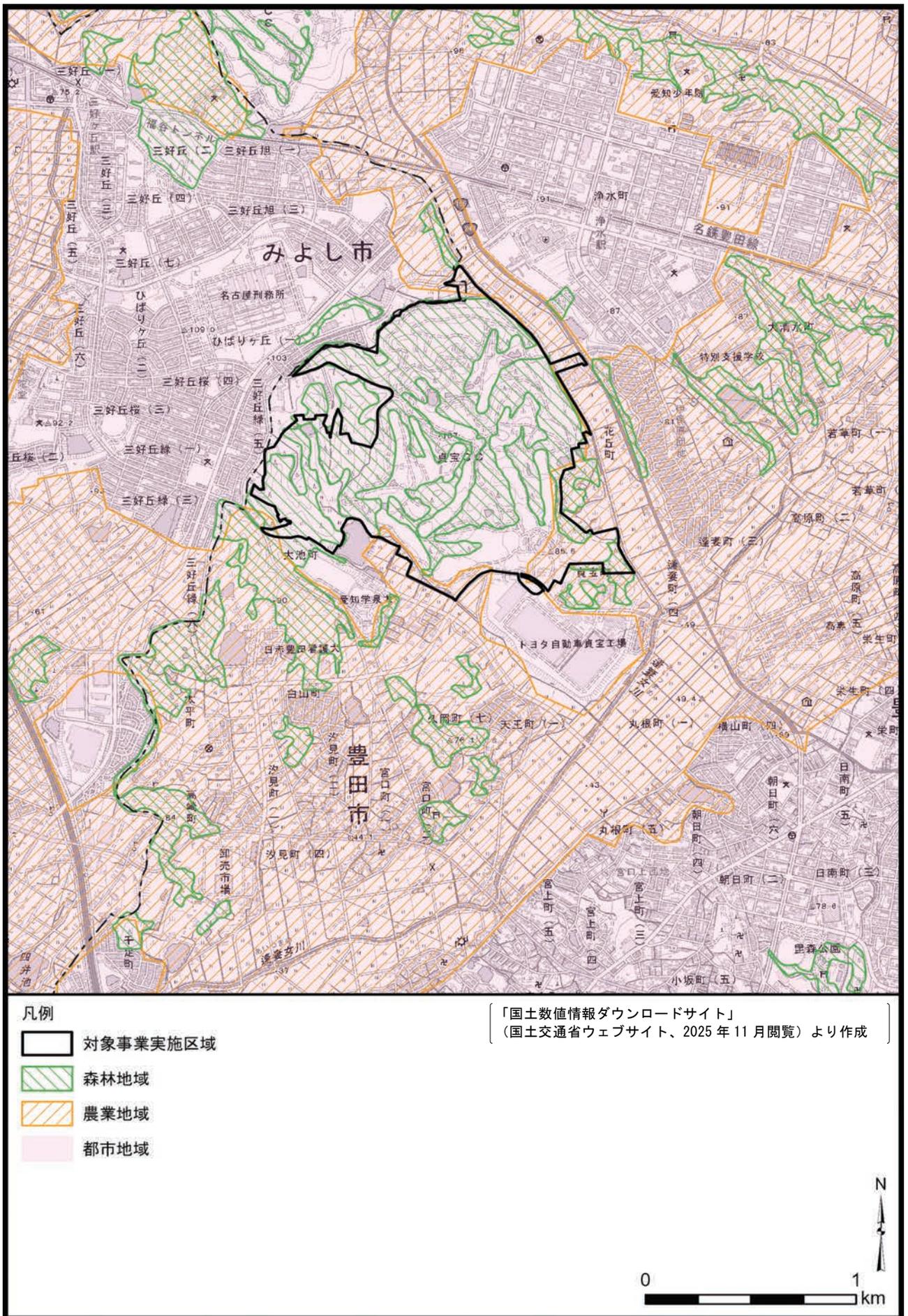
対象事業実施区域及びその周囲における「国土利用計画法」（昭和 49 年法律第 92 号）に基づく土地利用基本計画は第 3.2-2 図、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく都市計画用途地域の指定状況は第 3.2-3 図のとおりである。

対象事業実施区域は、「国土利用計画法」に基づき都市地域、農業地域及び森林地域に指定されている。

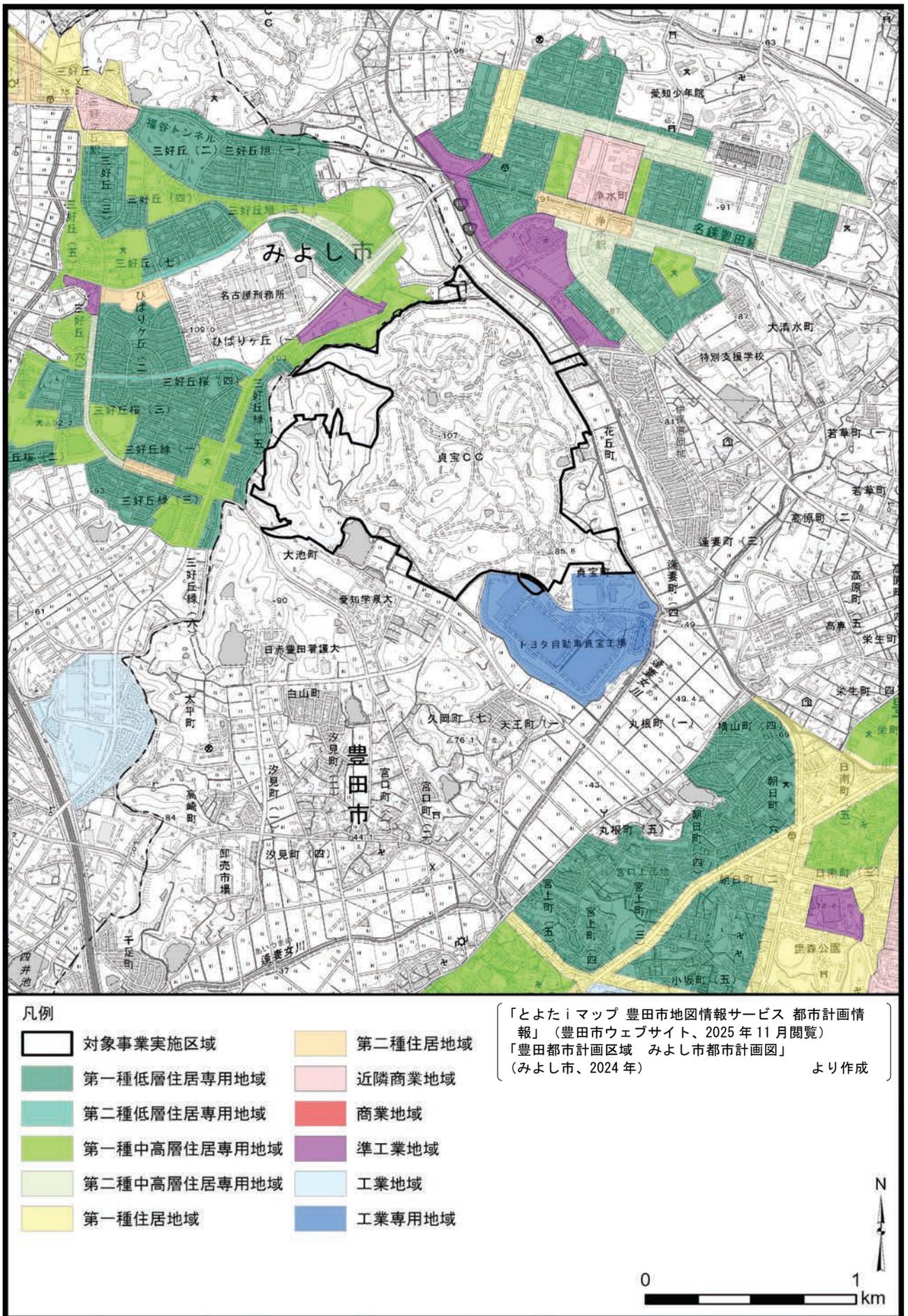
対象事業実施区域の最寄りの住居系用途地域は、対象事業実施区域の北西側に第一種中高層住居専用地域、対象事業実施区域の西側に第一種低層住居専用地域が隣接している。



第 3.2-1 図 土地利用現況図



第 3.2-2 図 土地利用基本計画



第 3.2-3 図 用途地域の指定状況

3.2.3 河川及び湖沼の利用並びに地下水の利用の状況

1. 河川及び湖沼の利用

(1) 利水状況

対象事業実施区域及びその周囲における主な河川の利用について、「一級河川矢作川水系 矢作川中流圏域河川整備計画」（愛知県、2015年）によれば、矢作川中流圏域内の河川の流水は、農業用水、水道用水、工業用水及び発電用水として利用されている。また、「二級河川境川水系河川整備計画」（愛知県、2018年）によれば、境川水系の流水は、農業用水、水道用水及び工業用水として利用されている。

なお、対象事業実施区域及びその周囲には、水源はない。

(2) 内水面漁業

対象事業実施区域及びその周囲における「漁業法」（昭和24年法律第267号）に基づく漁業権の状況について、共同漁業権、区画漁業権等は設定されていない。

2. 地下水の利用状況

旧豊田市区域内において揚水機の吐出口の断面積が19cm²を超える揚水設備の設置者による地下水の報告揚水量は第3.2-8表のとおりである。

井戸数は工業用途が最も多く、揚水量は水道利用が最も多くなっている。

また、関係市における水道用途の水源別取水量は、第3.2-8表のとおりである。

2023年度における地下水の取水量は、豊田市が6,914千m³、みよし市を含む愛知中部水道企業団が525千m³である。

第3.2-7表 報告揚水量（旧豊田市区域）

用途	2021年度		2022年度		2023年度	
	井戸数	揚水量(m ³ /年)	井戸数	揚水量(m ³ /年)	井戸数	揚水量(m ³ /年)
工業	138	3,043,391	139	5,234,533	142	2,889,704
建築物	43	2,536,724	43	2,533,777	53	2,717,582
農業	3	19,487	3	16,045	4	21,626
水道	45	8,006,662	46	6,882,730	46	6,407,020
合計	229	13,606,264	231	14,667,085	245	12,035,932

〔「令和7年版 環境調査報告書」（豊田市、2025年）より作成〕

第3.2-8表 水道用途の水源別取水量（2023年度）

（単位：千m³）

事業主体	県水	表流水	伏流水	地下水		計
				浅井戸	深井戸	
豊田市	39,626	4,189	107	1,581	5,333	50,836
愛知中部水道企業団	34,338	—	—	—	525	34,863
愛知県内集計	421,964	331,091	27,088	10,274	76,513	866,930

注：1. 取水量は、計画給水人口が5,001人以上の水道を対象とする。

2. 取水量は、2023年4月1日～2024年3月31日までの1年間の値である。

3. 県水は、愛知県による水道用水供給事業の数値を示す。

4. 愛知中部水道企業団は、豊明市、日進市、みよし市、長久手市及び東郷町に、上水道の供給を行っている特別地方公共団体である。

5. 愛知県内集計は、愛知県内の市町村及び水道事業者の集計値である。

〔「令和5年度愛知県の水道（水道年報）」（愛知県、2025年）より作成〕

3.2.4 交通の状況

1. 道路の状況

対象事業実施区域及びその周囲における 2021 年度の主要な道路の交通量は第 3.2-9 表、主要な道路及び交通量調査の位置は第 3.2-4 図のとおりである。

第3.2-9表 主要な道路の交通量（2021年度）

図中番号	路線名（路線番号）		起点側	終点側	自動車類交通量（台）		昼間 12時間 大型車 混入率 （%）
					昼間 12時間	24時間	
①	一般国道 155 号	<155>	豊田市道則定豊田線	名古屋豊田線	7,960	11,224	16.6
②	主要地方道豊田知立線	<54>	豊田市・みよし市境	みよし市道	10,531	13,585	10.2
③	一般県道駕鴨みよし線	<232>	豊田東郷線	一般国道 153 号	6,138	7,734	35.6
④	一般県道宮上知立線	<284>	豊田東郷線	一般国道 153 号	10,039	12,950	11.6
⑤	一般県道豊田東郷線	<520>	一般国道 155 号	宮上知立線	7,633	9,694	5.0
⑥	一般県道豊田東郷線	<520>	宮上知立線	みよし市・東郷町境	8,784	11,331	8.9

- 注：1. 図中番号は、第 3.2-4 図に対応している。
 2. 昼間 12 時間は、午前 7 時から午後 7 時までの交通量を示す。
 3. 「自動車類」に二輪車は含まない。
 4. 斜体の自動車類交通量及び昼間 12 時間大型車混入率は、推定値を示す。

〔「令和 3 年度 全国道路・街路交通情勢調査一般交通量調査」
 （国土交通省ウェブサイト、2025 年 11 月閲覧）より作成〕

2. 鉄道の状況

対象事業実施区域及びその周囲における鉄道及び旅客駅の位置は、第 3.2-4 図のとおりである。

鉄道は、名古屋鉄道（名鉄）豊田線があり、2024 年度における主要な駅の平均乗降客数は第 3.2-10 表のとおりである。

第3.2-10表 主要な鉄道の駅の平均乗降客数（2024年度）

（単位：人/日）

鉄道・路線名	駅名	利用者数
名古屋鉄道豊田線	浄水	11,014
	三好ヶ丘	7,503

〔「令和 6 年度移動等円滑化取組報告書」（名古屋鉄道株式会社ウェブサイト、2025 年 11 月閲覧）より作成〕



第3.2-4図 交通網（主要な道路・鉄道）及び交通量調査の位置

3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

1. 学校、病院等の配置の状況

対象事業実施区域及びその周囲における環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況は第3.2-11表、その位置は第3.2-5図のとおりである。

対象事業実施区域の最寄りの環境の保全についての配慮が特に必要な施設は、対象事業実施区域の北約0.2kmに加茂看護専門学校がある。

第3.2-11表(1) 環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況

市	区分	図中番号	名称	所在地	
豊田市	幼稚園	1	浄水松元幼稚園	豊田市浄水町南平	
	小学校	2	浄水小学校	豊田市浄水町南平	
		3	朝日小学校	豊田市朝日町	
		4	浄水北小学校	豊田市浄水町原山	
		5	浄水中学校	豊田市大清水町大清水	
	中学校	6	崇化館中学校	豊田市栄町	
		高等学校	7	衣台高等学校	豊田市太平町平山
			8	豊田高等学校	豊田市伊保町三本松
	9		豊田大谷高等学校	豊田市保見町南山	
	特別支援学校	10	豊田特別支援学校	豊田市大清水町原山	
	高等専門学校	11	豊田工業高等専門学校	豊田市栄生町	
	大学	12	日本赤十字豊田看護大学	豊田市白山町七曲	
	各種学校・専修学校	13	加茂看護専門学校	豊田市浄水町伊保原	
	幼保連携認定こども園	14	いぼばらこども園	豊田市大清水町南岬	
		15	第二いぼばらこども園	豊田市大清水町原山	
		16	浄水ひかりこども園	豊田市浄水町南平	
		17	杜のひかりこども園	豊田市大清水町大清水	
		18	たかはらこども園	豊田市高原町	
		19	朝日こども園	豊田市日南町	
		20	宮口こども園	豊田市宮口町	
	病院・診療所	21	豊田厚生病院	豊田市浄水町伊保原	
		22	あかね医院	豊田市栄生町	
	特別養護老人ホーム	23	第二とよた苑	豊田市大清水町大清水	
		24	保見の里	豊田市保見町南山	
		25	ひまわり邸	豊田市栄生町	
	図書館	26	浄水交流館	豊田市大清水町大清水	

第3.2-11表(2) 環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況

市	区分	図中番号	名称	所在地
みよし市	幼稚園	27	三好丘聖マーガレット幼稚園	みよし市三好丘桜
		28	ベル三好幼稚園	みよし市三好丘
	小学校	29	緑丘小学校	みよし市三好丘緑
		30	三好丘小学校	みよし市三好丘
	中学校	31	北中学校	みよし市三好丘桜
		32	三好丘中学校	みよし市三好丘
	各種学校・専修学校	33	東海医療工学専門学校	みよし市三好丘旭
	保育所	34	みどり保育園	みよし市三好丘桜
	病院・診療所	35	たなかマタニティクリニック	みよし市三好丘旭
		36	花レディースクリニック	みよし市福谷町細田

注：1. 図中番号は、第3.2-5図に対応している。

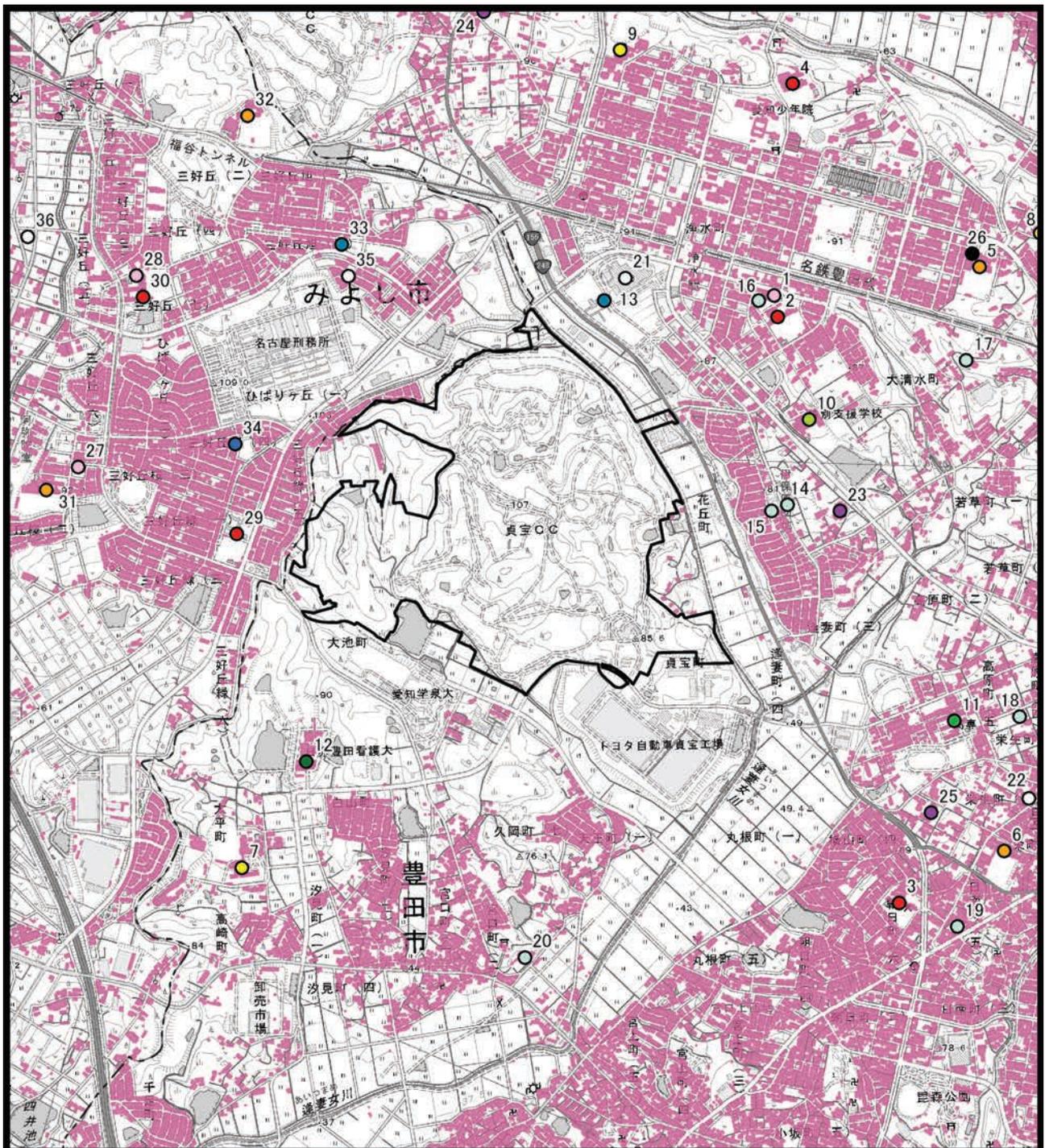
2. 病院・診療所は、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するものを示す。

「令和7年度 愛知県学校一覧」（愛知県、2025年）
「病院名簿（令和6年10月1日現在）」（愛知県ウェブサイト、2025年11月閲覧）
「県保健所所管診療所（医科）一覧（令和6年10月1日現在）」（愛知県ウェブサイト、2025年11月閲覧）
「介護保険・高齢者福祉ガイドブック」（愛知県ウェブサイト、2025年11月閲覧）
「愛知県内公立図書館一覧」（愛知県ウェブサイト、2025年11月閲覧）
「こども園等・私立幼稚園」（豊田市ウェブサイト、2025年11月閲覧）
「幼稚園・こども園（幼稚園部）について」（みよし市ウェブサイト、2025年11月閲覧）
「保育園・小規模保育所一覧」（みよし市ウェブサイト、2025年11月閲覧）
「地域医療情報システム」（公益財団法人日本医師会ウェブサイト、2025年11月閲覧）
「会員一覧」（一般社団法人愛知県専修学校各種学校連合会ウェブサイト、2025年11月閲覧）
「日本赤十字豊田看護大学」（学校法人日本赤十字学園ウェブサイト、2025年11月閲覧）
「加茂看護専門学校」（愛知県厚生農業協同組合連合会加茂看護専門学校ウェブサイト、2025年11月閲覧）

より作成

2. 住宅の配置の状況

対象事業実施区域及びその周囲における住宅等の配置の状況は、第3.2-5図のとおりであり、最寄りの住宅が、対象事業実施区域の北西約10m（第一種中高層住居専用地域内）と、対象事業実施区域の西約10m（第一種低層住居専用地域内）に存在する。

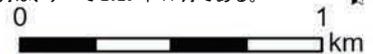


凡例

- | | |
|----------|------------|
| 対象事業実施区域 | 大学 |
| 幼稚園 | 各種学校・専修学校 |
| 小学校 | 幼保連携認定こども園 |
| 中学校 | 保育所 |
| 高等学校 | 特別養護老人ホーム |
| 特別支援学校 | 病院・診療所 |
| 高等専門学校 | 図書館 |

「令和7年度 愛知県学校一覧」(愛知県、2025年)
「病院名簿(令和6年10月1日現在)」(愛知県ウェブサイト)
「県保健所所管診療所(医科)一覧(令和6年10月1日現在)」(愛知県ウェブサイト)
「介護保険・高齢者福祉ガイドブック」(愛知県ウェブサイト)
「愛知県内公立図書館一覧」(愛知県ウェブサイト)
「こども園等・私立幼稚園」(豊田市ウェブサイト)
「幼稚園・こども園(幼稚園部)について」(みよし市ウェブサイト)
「保育園・小規模保育所一覧」(みよし市ウェブサイト)
「地域医療情報システム」(公益財団法人日本医師会ウェブサイト)
「会員一覧」(一般社団法人愛知県専修学校各種学校連合会ウェブサイト)
「日本赤十字豊田看護大学」(学校法人日本赤十字学園ウェブサイト)
「加茂看護専門学校」(愛知県厚生農業協同組合連合会加茂看護専門学校ウェブサイト)
「基盤地図情報ダウンロードサービス」(国土地理院ウェブサイト)等より作成

上記ウェブサイトの閲覧月は、すべて2025年11月である。



第3.2-5図 住宅及び配慮が特に必要な施設の配置の状況

3.2.6 下水道の整備の状況

関係市における下水道等の普及状況は、第3.2-12表のとおりである。

2024年度の汚水処理人口（合計）は、豊田市が384.4千人、みよし市が60.8千人、汚水処理人口普及率は豊田市が92.6%、みよし市が99.1%である。

第3.2-12表 下水道等の普及状況（2024年度）

地 域	住民基本 台帳人口 (千人)	合 計	汚水処理人口（千人）				汚水処理 人口普及率 (%)
			下水道	農業集落 排水施設等	コミュニティ・ プラント	合併処理 浄化槽	
豊田市	415.1	384.4	326.2	7.0	0.7	50.5	92.6
みよし市	61.3	60.8	51.6	7.1	1.8	0.3	99.1
愛知県	7,470.4	6,992.1	6,133.9	127.5	8.5	722.1	93.6

- 注：1. 汚水処理人口普及率は、汚水処理人口（下水道、農業集落排水施設等及びコミュニティ・プラントを利用できる人口に合併処理浄化槽を利用している人口を加えた値）を住民基本台帳人口で除して百分率で表示した値である。
2. 汚水処理人口普及率は、2024年度末の値である。
3. 住民基本台帳人口、汚水処理人口及び汚水処理人口普及率は、四捨五入の関係により合計が一致しない場合がある。

〔「愛知県内市町村別汚水処理人口普及状況」（愛知県ウェブサイト、2025年11月閲覧）より作成〕

3.2.7 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

1. 公害関係法令等

(1) 環境基準等

① 大気汚染

大気汚染に係る環境基準は、「環境基本法」（平成5年法律第91号）に基づく「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年環境庁告示第25号）、「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年環境庁告示第38号）、「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」（平成9年環境庁告示第4号）及び「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」（平成21年環境省告示第33号）により、第3.2-13表のとおり定められている。

第3. 2-13表 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	評価方法	
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	短期的評価	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
		長期的評価	1日平均値の年間2%除外値が0.04ppm以下であること。ただし、1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	1日平均値の年間98%値が0.06ppm以下であること。	
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	短期的評価	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
		長期的評価	1日平均値の年間2%除外値が10ppm以下であること。ただし、1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	短期的評価	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
		長期的評価	1日平均値の年間2%除外値が0.10mg/m ³ 以下であること。ただし、1日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続しないこと。
微小粒子状物質	1年平均値が15µg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35µg/m ³ 以下であること。	1年平均値が長期基準(15µg/m ³)以下であり、かつ、1日平均の年間98パーセントイル値が短期基準(35µg/m ³)以下であること。	
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	昼間(5時から20時まで)の1時間値が0.06ppm以下であること。	
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。		
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。		
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。		
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。		
備考：1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。 2. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10µm以下のものをいう。 3. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5µmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去したのちに採取される粒子をいう。 4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。 5. ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。			

「大気汚染に係る環境基準について」(昭和48年環境庁告示第25号)
「大気汚染に係る環境基準について」(昭和48年環大企第143号)
「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年環境庁告示第38号)
「二酸化窒素に係る環境基準の改定について」(昭和53年環大企第262号)
「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」(平成9年環境庁告示第4号)
「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」(平成21年環境省告示第33号)より作成

② 騒音

騒音に係る環境基準は、「環境基本法」に基づく「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号）により、第3.2-14表のとおり定められている。

対象事業実施区域及びその周囲における地域の類型指定状況は、第3.2-15表及び第3.2-6図のとおりである。

対象事業実施区域は都市計画区域で用途地域の定められていない地域であり、環境基準のB類型が適用される。対象事業実施区域の北西側（第一種中高層住居専用地域内）及び対象事業実施区域の西側（第一種低層住居専用地域内）において環境基準のA類型が適用される。

第3.2-14表 騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値 (L_{Aeq})	
	昼間	夜間
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

- 注：1. 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
2. AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
3. Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
4. Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
5. Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。
6. この環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（道路に面する地域）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	基準値 (L_{Aeq})	
	昼間	夜間
A 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考：車線とは、1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値 (L_{Aeq})	
昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45 デシベル以下、夜間にあっては40 デシベル以下）によることができる。

注：「幹線交通を担う道路」及び「幹線交通を担う道路に近接する空間」については、「騒音に係る環境基準の改正について」（平成10年環大企第257号）により、次のとおり定められている。

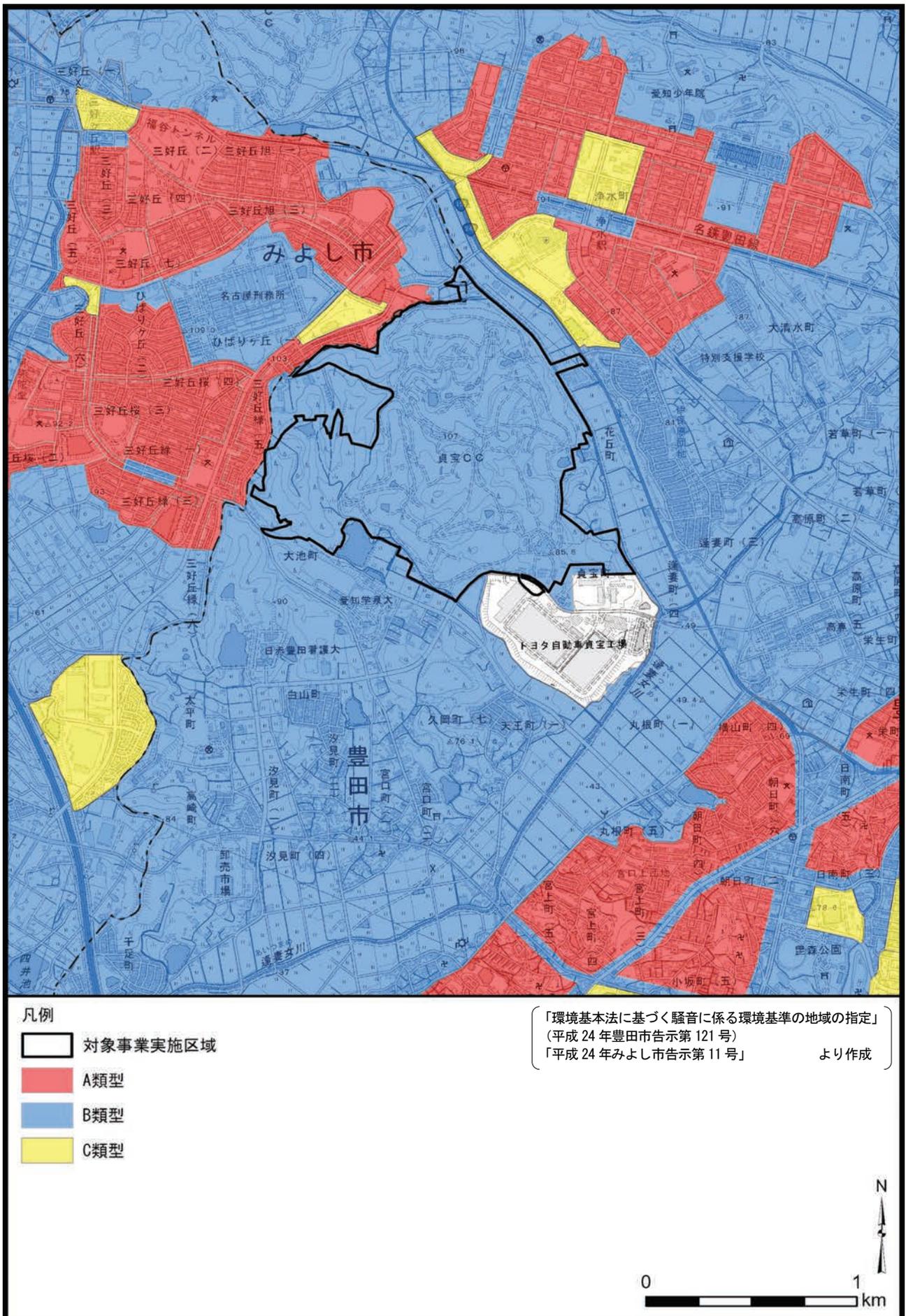
- 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。
 - ① 高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の区間）
 - ② 一般自動車道であって都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第7条第1項第1号に定める自動車専用道路
- 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じて道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。
 - ① 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路：15m
 - ② 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路：20m

〔「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号）より作成〕

第3. 2-15表 騒音に係る環境基準の地域の類型指定

地域の類型	該当地域
A	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域及び田園住居地域
B	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域
備考：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域又は工業地域は、「都市計画法」（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定による都市計画において定められた地域をいい、都市計画区域で用途地域の定められていない地域は、同法第5条第1項、第2項又は第4項の規定により指定された都市計画区域であって同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の定められていない地域をいう。	

「騒音に係る環境基準の地域の類型」（平成11年愛知県告示第261号）
「環境基本法に基づく騒音に係る環境基準の地域の指定」（平成24年豊田市告示第121号）
「平成24年みよし市告示第11号」より作成



第 3.2-6 図 騒音に係る環境基準の地域の類型指定状況

③ 水質汚濁

水質汚濁に係る環境基準は、「環境基本法」（平成5年法律第91号）に基づく「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）及び「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年環境庁告示第10号）により、公共用水域については第3.2-16表、地下水については第3.2-17表のとおり定められている。

対象事業実施区域及びその周囲における水質汚濁に係る環境基準の類型指定状況は、第3.2-7図のとおりである。

対象事業実施区域の周囲では、逢妻川及び境川において生活環境の保全に関する環境基準が指定されており、生物化学的酸素要求量（BOD）等については逢妻川上流がC類型、境川がB類型に指定されており、全亜鉛等については逢妻川及び境川が生物B類型に指定されている。

第3.2-16表 水質汚濁に係る環境基準

1. 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	シマジン	0.003mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
PCB	検出されないこと。	ベンゼン	0.01mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下		

備考：1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
 2. 「検出されないこと」とは、昭和46年環境庁告示第59号の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
 3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
 4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本産業規格 K0102-2 の 15.3、15.4、15.6、15.7 又は 15.8 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと日本産業規格 K0102-2 の 14.2、14.3 又は 14.4 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

2. 生活環境の保全に関する環境基準

(1)河川（湖沼を除く）

ア

類 型	利用目的の適応性	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶 存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	20 CFU/100mL以下
A	水道2級、水産1級及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	300 CFU/100mL以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	1,000 CFU/100mL以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L以上	—

備考：1. 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目（ n は日間平均値のデータ数）のデータ値（ $0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。））とする。
 2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。
 3. 水道1級を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100ml 以下とする。
 4. いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全及び水道1級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 300CFU/100ml 以下とする。
 5. 水産1級、水産2級及び水産3級のみを利用目的とする場合については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。
 6. 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 水産3級：コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用
4. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

類 型	水生生物の生息状況の適応性	全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考：基準値は、年間平均値とする。

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）より作成〕

第3.2-17表 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項 目	基準値	項 目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003mg/L 以下
PCB	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	ベンゼン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

備考：1. 基準値は、年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、平成 9 年環境庁告示第 10 号の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本産業規格 K0102-2 の 15.3、15.4、15.6、15.7 又は 15.8 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと日本産業規格 K0102-2 の 14.2、14.3 又は 14.4 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

〔「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成 9 年環境庁告示第 10 号）より作成〕



第3.2-7図 水質汚濁に係る環境基準の類型指定状況

④ 土壌汚染

土壌汚染に係る環境基準は、「環境基本法」（平成5年法律第91号）に基づく「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年環境庁告示第46号）により、第3.2-18表のとおり定められている。

第3.2-18表 土壌汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
備考：1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては、平成3年環境庁告示第46号の付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。	
2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。	
3. 「検液中に検出されないこと」とは、平成3年環境庁告示第46号の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。	
4. 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。	
5. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。	

注：環境基準は、汚染がもつばら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他の上表の項目の欄に掲げる項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壌については適用しない。

〔「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年環境庁告示第46号）より作成〕

⑤ ダイオキシン類

ダイオキシン類に係る環境基準は、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年法律第 105 号）に基づく「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準について」（平成 11 年環境庁告示第 68 号）により、第 3.2-19 表のとおり定められている。

第3.2-19表 ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/L以下
水底の底質	150pg-TEQ/g以下
土壌	1,000pg-TEQ/g以下

備考：1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
 2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。
 3. 土壌に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（平成 11 年環境庁告示第 68 号の別表に定める測定方法を除く。以下、「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下、「簡易測定値」という。）に 2 を乗じた値を上限、簡易測定値に 0.5 を乗じた値を下限とし、その範囲内の値を平成 11 年環境庁告示第 68 号の別表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。
 4. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合（簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。

- 注：1. 大気汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場については適用しない。
 2. 水質汚濁（水底の底質汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
 3. 水底の底質汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。
 4. 土壌汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準について」（平成 11 年環境庁告示第 68 号）より作成

(2) 規制基準等

① 大気汚染

大気汚染については、「大気汚染防止法」（昭和43年法律第97号）等により、ばい煙発生施設を設置する工場又は事業場の事業活動に伴って排出されるばい煙等について規制基準等が定められている。

硫黄酸化物については、「大気汚染防止法」及び「県民の生活環境の保全等に関する条例」（平成15年愛知県条例第7号）（以下、「愛知県生活環境保全条例」という。）に基づき、愛知県全域に対してK値規制が定められている。また、「愛知県生活環境保全条例」に基づき、三河山間部（豊田市（2005年3月31日における旧藤岡町、小原村、足助町、下山村、旭町、稲武町の区域に限る。）、新城市（2005年9月30日における旧鳳来町、作手村の区域に限る。）、設楽町、東栄町、豊根村）を除く地域に対して総排出量規制が定められている。

ばいじんについては、「大気汚染防止法」及び「愛知県生活環境保全条例」に基づき、施設の種類及び規模ごとに排出基準が定められている。また、「大気汚染防止法第4条第1項に基づく排出基準を定める条例」（昭和48年愛知県条例第4号）により、ばいじんに係る上乘せ排出基準が定められている。

窒素酸化物については、「大気汚染防止法」及び「工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導要領」（愛知県、2006年）に基づき、施設の種類及び規模ごとに排出基準が定められている。また、「豊田市の環境を守り育てる条例」（平成18年豊田市条例第6号）では、小規模のボイラーその他の燃焼機器（「大気汚染防止法」第2条第2項及び「愛知県生活環境保全条例」第2条第1項第4号に規定するばい煙発生施設を除く。）を設置する者は、窒素酸化物の排出量のより少ない小型燃焼機器を設置するよう努めなければならないとされている。

その他の大気汚染に係る規制基準として、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（平成4年法律第70号）（以下、「自動車NOx・PM法」という。）に基づき、窒素酸化物及び粒子状物質の対策地域が指定されている。

愛知県では、「自動車NOx・PM法」に基づき策定された「愛知県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」（愛知県、2024年）により、愛知県の自動車排出総量の目標量が第3.2-20表のとおり定められている。

対象事業実施区域及びその周囲では、豊田市及びみよし市が「自動車NOx・PM法」による窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域に指定されている。

第3.2-20表 愛知県における自動車排出窒素酸化物・粒子状物質の目標量

対象	2026年度（目標年度）
自動車排出窒素酸化物	16,117t/年
自動車排出粒子状物質	367t/年

〔「愛知県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」（愛知県、2024年）より作成〕

② 騒音

騒音については、「騒音規制法」（昭和43年法律第98号）等により、規制地域を指定して事業活動及び建設工事に伴って発生する騒音の規制基準並びに自動車騒音に係る要請限度が定められている。

a. 工場騒音の規制基準

工場騒音の規制基準は、「騒音規制法」（昭和 43 年法律第 98 号）及び「愛知県生活環境保全条例」等により、騒音発生施設を設置する工場等において発生する騒音に対して第 3.2-21 表のとおり定められており、対象事業実施区域及びその周囲における騒音の規制状況は、第 3.2-8 図のとおりである。

対象事業実施区域は、都市計画区域で用途の定められていない地域（市街化調整区域）であり、第 3 種区域（都市計画区域で用途の定められていない地域（市街化調整区域））の規制基準が適用される。

第3.2-21表 騒音発生施設を設置する工場等に係る騒音の規制基準

地域の区分		時間の区分	昼 間	朝・夕	夜 間	
		豊田市	午前 8 時から 午後 6 時まで	午前 6 時から 午前 8 時まで 午後 6 時から 午後 9 時まで	午後 9 時から 午前 6 時まで	
		みよし市	午前 8 時から 午後 7 時まで	午前 6 時から 午前 8 時まで 午後 7 時から 午後 10 時まで	午後 10 時から 午前 6 時まで	
第 1 種区域		第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域及び田園住居地域		45 デシベル	40 デシベル	40 デシベル
第 2 種区域		第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域		50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第 3 種区域	豊田市	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び都市計画区域で用途の定められていない地域(市街化調整区域)		60 デシベル	55 デシベル	50 デシベル
	みよし市	1	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
2		都市計画区域で用途の定められていない地域(市街化調整区域)	60 デシベル	55 デシベル	50 デシベル	
第 4 種区域	豊田市	工業地域		65 デシベル	60 デシベル	55 デシベル
	みよし市			70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル
		工業専用地域		75 デシベル	75 デシベル	70 デシベル
		都市計画区域外の地域		60 デシベル	55 デシベル	50 デシベル

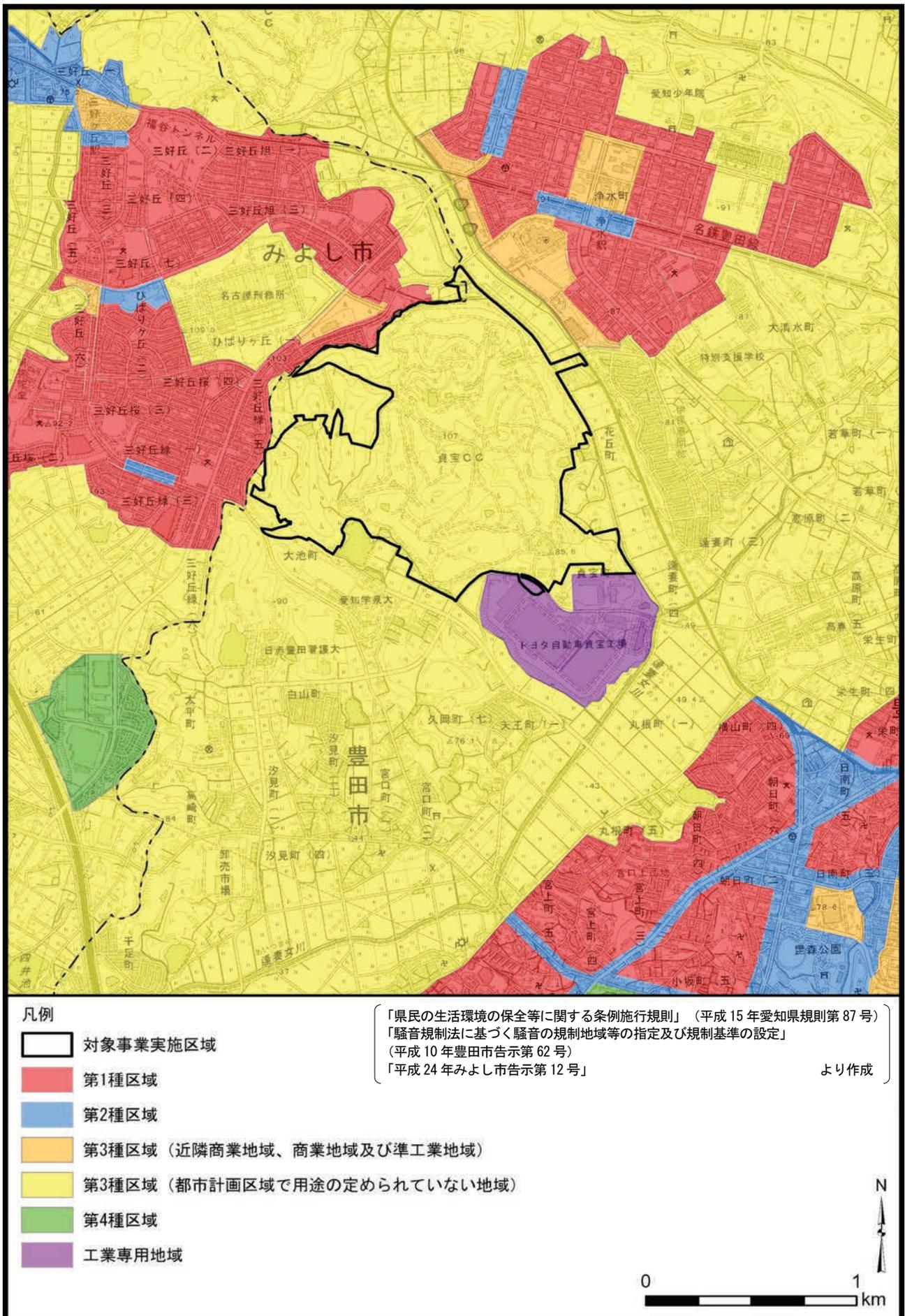
備考：1. 表に掲げる近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域、都市計画区域で用途の定められていない地域又はその他の地域の区域内（ただし、豊田市の近隣商業地域、商業地域及び準工業地域の各地域内においては、昼間、朝、夕及び夜間のうち午後 9 時から午後 10 時までの時間区分、都市計画区域で用途地域の定められていない地域においては夕のうち午後 6 時から午後 7 時まで及び夜間のうち午後 9 時から午後 10 時までの時間区分を除く。）に所在する学校教育法第 1 条に規定する学校、児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館、老人福祉法第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 50m の区域内における基準は、表に掲げるそれぞれの値から 5 デシベルを減じた値とする。

2. 第 1 種区域及び第 2 種区域に接する工業地域又は工業専用地域の当該接する境界線から当該工業地域又は工業専用地域内へ 50m の範囲内における基準は、表に掲げるそれぞれの値から 5 デシベルを減じた値とする。（備考 1 の適用を受ける区域は除く。）

3. 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域は、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する地域をいい、都市計画区域で用途の定められていない地域とは、同号に規定する用途地域の定められていない地域をいう。

「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」(昭和 43 年厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第 1 号)
 「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則」(平成 15 年愛知県規則第 87 号)
 「騒音規制法に基づく騒音の規制地域等の指定及び規制基準の設定」(平成 10 年豊田市告示第 62 号)
 「平成 24 年みよし市告示第 12 号」

より作成



第3.2-8図 騒音の規制状況

b. 建設作業騒音の規制基準

建設作業騒音の規制基準は、「騒音規制法」（昭和 43 年法律第 98 号）及び「愛知県生活環境保全条例」により、指定した規制対象地域において第 3.2-22 表の特定建設作業を行う場合に対して、第 3.2-23 表のとおり定められている。

対象事業実施区域は、都市計画区域で用途の定められていない地域（市街化調整区域）であり、①地域の規制基準が適用される。

第3.2-22表 騒音に係る特定建設作業

作 業	適用範囲
くい打機を使用する作業	もんけんを除く。 アースオーガーと併用する作業を除く。
くい抜機、くい打くい抜機を使用する作業	圧入式くい打くい抜機を除く。
びょう打機を使用する作業	すべて対象
さく岩機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。
空気圧縮機を使用する作業	電動機以外の原動機を用いるのものであつて、その原動機の定格出力が 15kW 以上のものに限る。 さく岩機の動力として使用する作業を除く。
コンクリートプラントを設けて行う作業	混練機の混練容量が 0.45m ³ 以上のものに限る。 モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。
アスファルトプラントを設けて行う作業	混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る。
バックホウを使用する作業	すべて対象
トラクターショベルを使用する作業	すべて対象
ブルドーザーを使用する作業	すべて対象
パワーショベル、スクレイパを使用する作業	すべて対象
上記（バックホウ、トラクターショベル、ブルドーザー、パワーショベル、スクレイパ）以外でこれらに類する機械を用いる作業	最高出力 74.6kW 以上のディーゼルエンジンを使用するものに限る。
鉄筋コンクリート造、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又はブロック造の建造物を動力、火薬又は鉄球を使用して解体し、又は破壊する作業	すべて対象
コンクリートミキサーを用いる作業及びコンクリートミキサー車を使用してコンクリートを搬入する作業	すべて対象
コンクリートカッターを使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。
ロードローラー、振動ローラー又はてん圧機を用いる作業	すべて対象

「騒音規制法施行令」（昭和 43 年政令第 324 号）
「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成 15 年愛知県規則第 87 号）より作成

第3.2-23表 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準

規制の種別	地域の区分	基準
基準値	①②③	85 デシベル
作業時間	①	午後7時から翌日の午前7時の時間内でないこと。
	②	午後10時から翌日の午前6時の時間内でないこと。
※1日当たりの作業時間	①	10時間を超えないこと。
	②	14時間を超えないこと。
作業期間	①②③	連続6日を超えないこと。
作業日	①②③	日曜日その他の休日でないこと。

注：1. 基準値は、騒音特定建設作業の場所の敷地の境界線での値とする。

2. 市長は、基準値を超えている場合、騒音の防止の方法の改善のみならず、1日の作業時間を4時間以上※欄に定める時間未満の間において短縮させることを勧告・命令することができる。

3. ①地域：イ 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、都市計画区域で用途地域の定めのない地域（市街化調整区域）及び都市計画区域以外の地域

ロ 工業地域及び工業専用地域のうち、学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条第1項に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80mの区域

②地域：工業地域（①地域の口の区域を除く。）

③地域：工業専用地域（①地域の口の区域を除く。）

「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年厚生省・建設省告示第1号）

「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成15年愛知県規則第87号）

「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準により指定する区域」（昭和46年愛知県告示第801号）

「騒音規制法に基づく騒音の規制地域等の指定及び規制基準の設定」（平成10年豊田市告示第62号）

「平成24年みよし市告示第12号」

より作成

c. 自動車騒音の要請限度

自動車騒音の要請限度は、「騒音規制法」（昭和43年法律第98号）に基づき第3.2-24表のとおり定められている。

対象事業実施区域及びその周囲における自動車騒音の要請限度の指定状況は、第3.2-9図のとおりである。

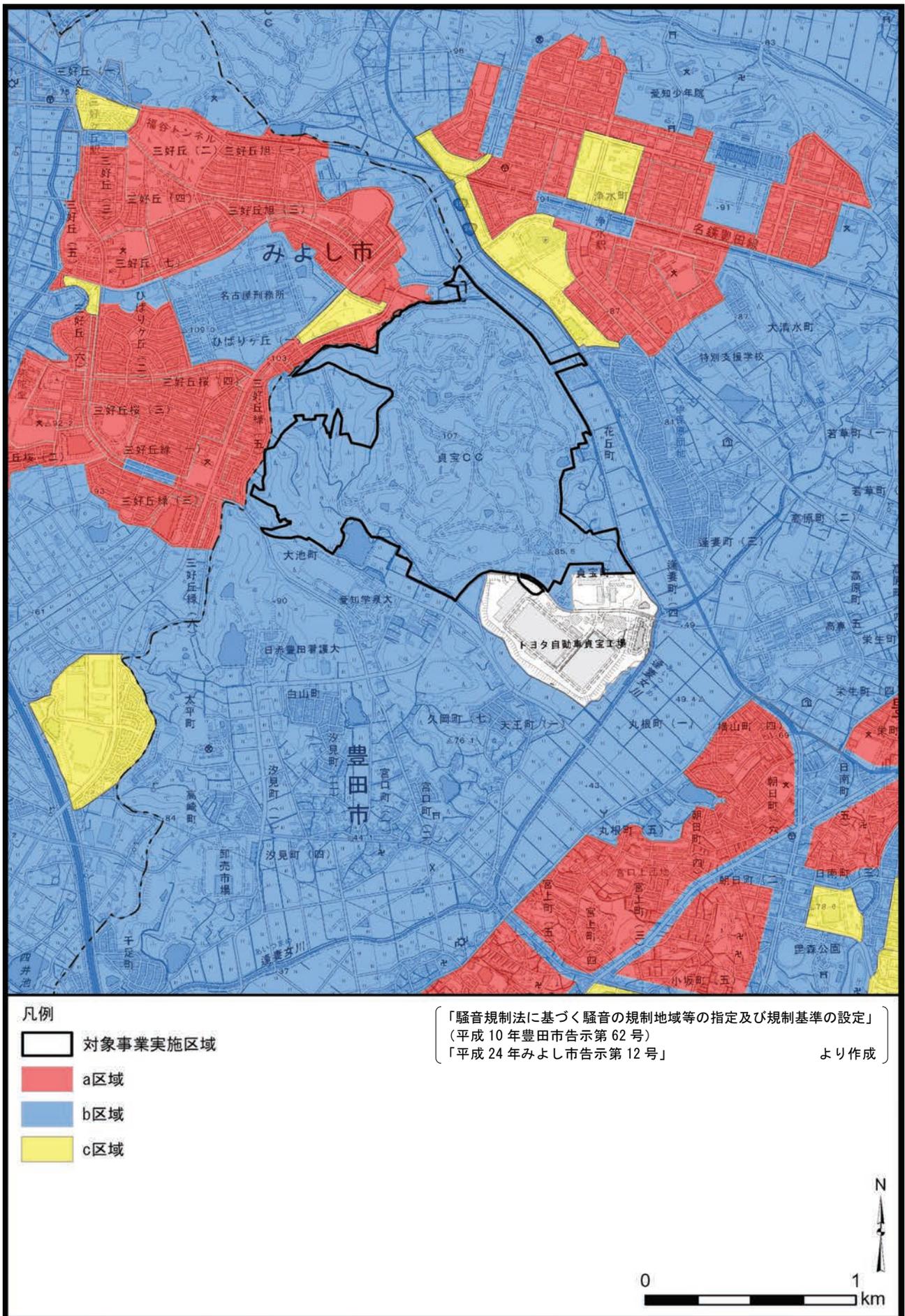
第3. 2-24表 自動車騒音の要請限度

区域の区分	昼 間	夜 間
	午前 6 時から 午後 10 時まで	午後 10 時から 翌日午前 6 時まで
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域 及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

備考：1. 幹線交通を担う道路に近接する区域に係る特例
2 車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地境界線から 15m、2 車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 20m までの範囲については、昼間 75 デシベル、夜間 70 デシベルとする。
「幹線交通を担う道路」とは次に掲げる道路をいう。
①高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあつては 4 車線以上の区間）
②一般自動車道であつて「都市計画法施行規則」（昭和 44 年建設省令第 49 号）第 7 条第 1 項第 1 号に定める自動車専用道路

2. 区域の区分
a 区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、田園住居地域
b 区域：第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、都市計画区域で用途地域の定められていない地域
c 区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成 12 年総理府令第 15 号）
「騒音規制法に基づく騒音の規制地域等の指定及び規制基準の設定」（平成 10 年豊田市告示第 62 号）
「平成 24 年みよし市告示第 12 号」より作成



第3.2-9図 自動車騒音の要請限度の指定状況

③ 振 動

振動については、「振動規制法」（昭和 51 年法律第 64 号）等により、規制地域を指定して事業活動及び建設工事に伴って発生する振動の規制基準並びに道路交通振動の要請限度が定められている。

a. 工場振動の規制基準

工場振動の規制基準は、「振動規制法」（昭和 51 年法律第 64 号）及び「愛知県生活環境保全条例」により、振動発生施設を設置する工場等において発生する振動に対して第 3.2-25 表のとおり定められており、対象事業実施区域及びその周囲における振動の規制状況は、第 3.2-10 図のとおりである。

対象事業実施区域は、都市計画区域で用途の定められていない地域（市街化調整区域）であり、第 2 種区域①の規制基準が適用される。

第 3.2-25 表 振動発生施設を設置する工場等に係る振動の規制基準

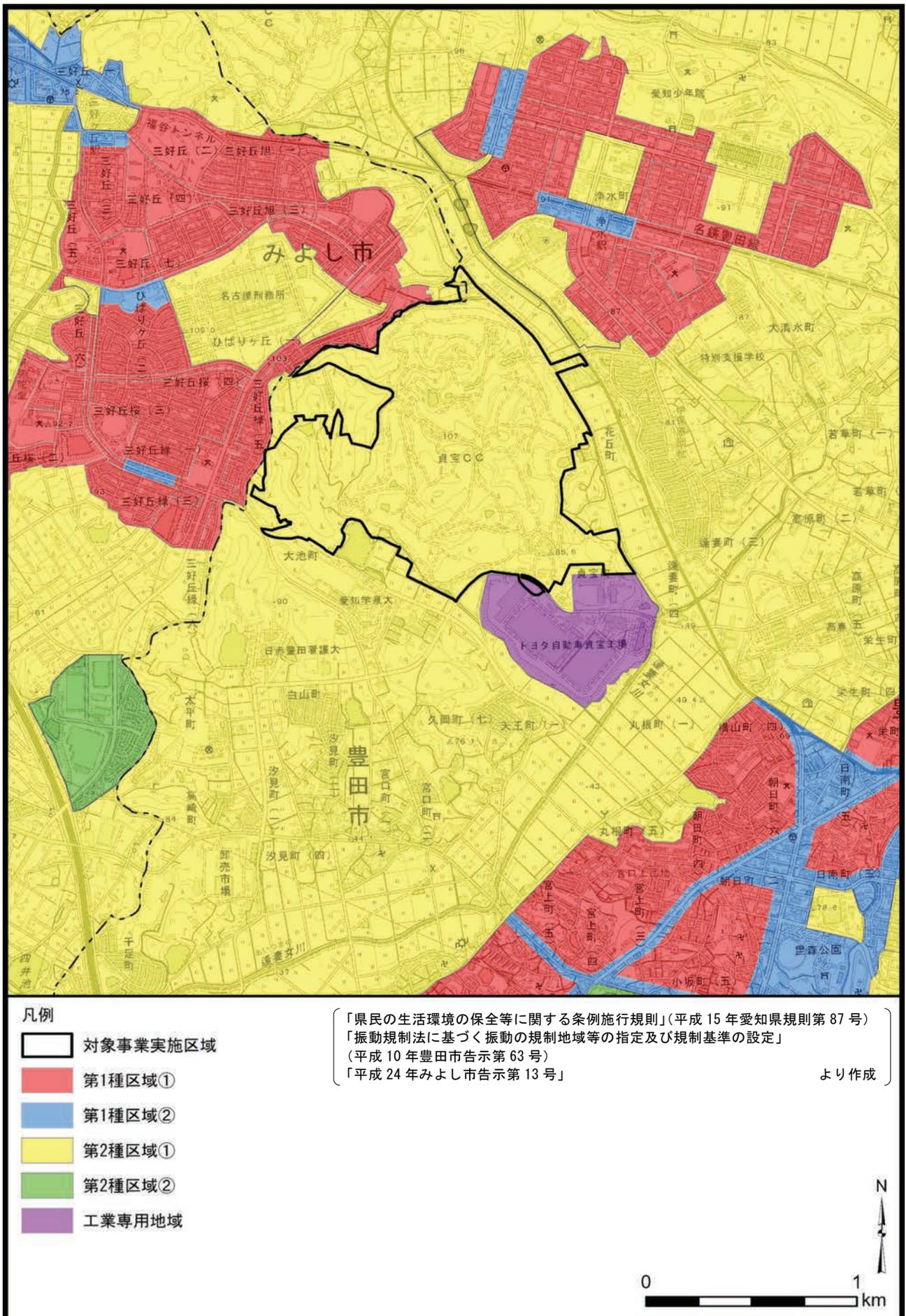
地域の区分			昼 間	夜 間
			午前 7 時から 午後 8 時まで	午後 8 時から 翌日の午前 7 時まで
第 1 種区域	①	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域及び田園住居地域	60 デシベル	55 デシベル
	②	第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域	65 デシベル	55 デシベル
第 2 種区域	①	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域（市街化調整区域）	65 デシベル	60 デシベル
	②	工業地域	70 デシベル	65 デシベル
		工業専用地域	75 デシベル	70 デシベル
		都市計画区域外の地域	65 デシベル	60 デシベル

備考：1. 工業地域又は工業専用地域のうち、学校教育法第 1 条に規定する学校、児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館、老人福祉法第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 50m の区域内における基準は、表に掲げるそれぞれの値から 5 デシベルを減じた値とする。

2. 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域又は田園住居地域に接する工業地域又は工業専用地域の当該接する境界線から当該工業地域又は工業専用地域内へ 50m の範囲内における基準は、表に掲げるそれぞれの値から 5 デシベルを減じた値とする。（備考 1 の適用を受ける区域は除く。）

3. 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域は、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号）第 2 章の規定による都市計画において定められた同法第 8 条第 1 項第 1 号の地域をいう。

「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」（昭和 51 年環境庁告示第 90 号）
「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成 15 年愛知県規則第 87 号）
「振動規制法に基づく振動の規制地域等の指定及び規制基準の設定」（平成 10 年豊田市告示第 63 号）
「平成 24 年みよし市告示第 13 号」より作成



第 3.2-10 図 振動の規制状況

b. 建設作業振動の規制基準

建設作業振動の規制基準は、「振動規制法」（昭和 51 年法律第 64 号）及び「愛知県生活環境保全条例」により、指定した規制対象地域において第 3.2-26 表の特定建設作業を行う場合に対して、第 3.2-27 表のとおり定められている。

対象事業実施区域は、都市計画区域で用途の定められていない地域（市街化調整区域）であり、①地域の規制基準が適用される。

第3.2-26表 振動に係る特定建設作業

作業	適用範囲
くい打機を使用する作業	もんけん及び圧入式くい打機を除く。
くい抜機、くい打くい抜機を使用する作業	油圧式くい抜機を除く。 圧入式くい打くい抜機を除く。
鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	すべて対象
舗装版破碎機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。
ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。

「振動規制法施行令」（昭和 51 年政令第 280 号）
「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成 15 年愛知県規則第 87 号）より作成

第3.2-27表 特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準

規制の種別	地域の区分	基準
基準値	①②③	75 デシベル
作業時間	①	午後 7 時から翌日の午前 7 時の時間内でないこと。
	②	午後 10 時から翌日の午前 6 時の時間内でないこと。
※1 日当たりの作業時間	①	10 時間を超えないこと。
	②	14 時間を超えないこと。
作業期間	①②③	連続 6 日を超えないこと。
作業日	①②③	日曜日その他の休日でないこと。

注：1. 基準値は、振動特定建設作業の場所の敷地の境界線での値とする。

2. 市長は、基準値を超えている場合、振動の防止の方法の改善のみならず、1日の作業時間を4時間以上※欄に定める時間未満の間において短縮させることを勧告・命令することができる。

3. ①地域：イ 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、都市計画区域で用途地域の定めのない地域（市街化調整区域）及び都市計画区域以外の地域

ロ 工業地域及び工業専用地域のうち、学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条第1項に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 80m の区域

②地域：工業地域（①地域の口の区域を除く。）

③地域：工業専用地域（①地域の口の区域を除く。）

「振動規制法施行規則」（昭和 51 年総理府令第 58 号）
「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成 15 年愛知県規則第 87 号）
「振動規制法に基づく振動の規制地域等の指定及び規制基準の設定」（平成 10 年豊田市告示第 63 号）
「平成 24 年みよし市告示第 13 号」より作成

c. 道路交通振動の要請限度

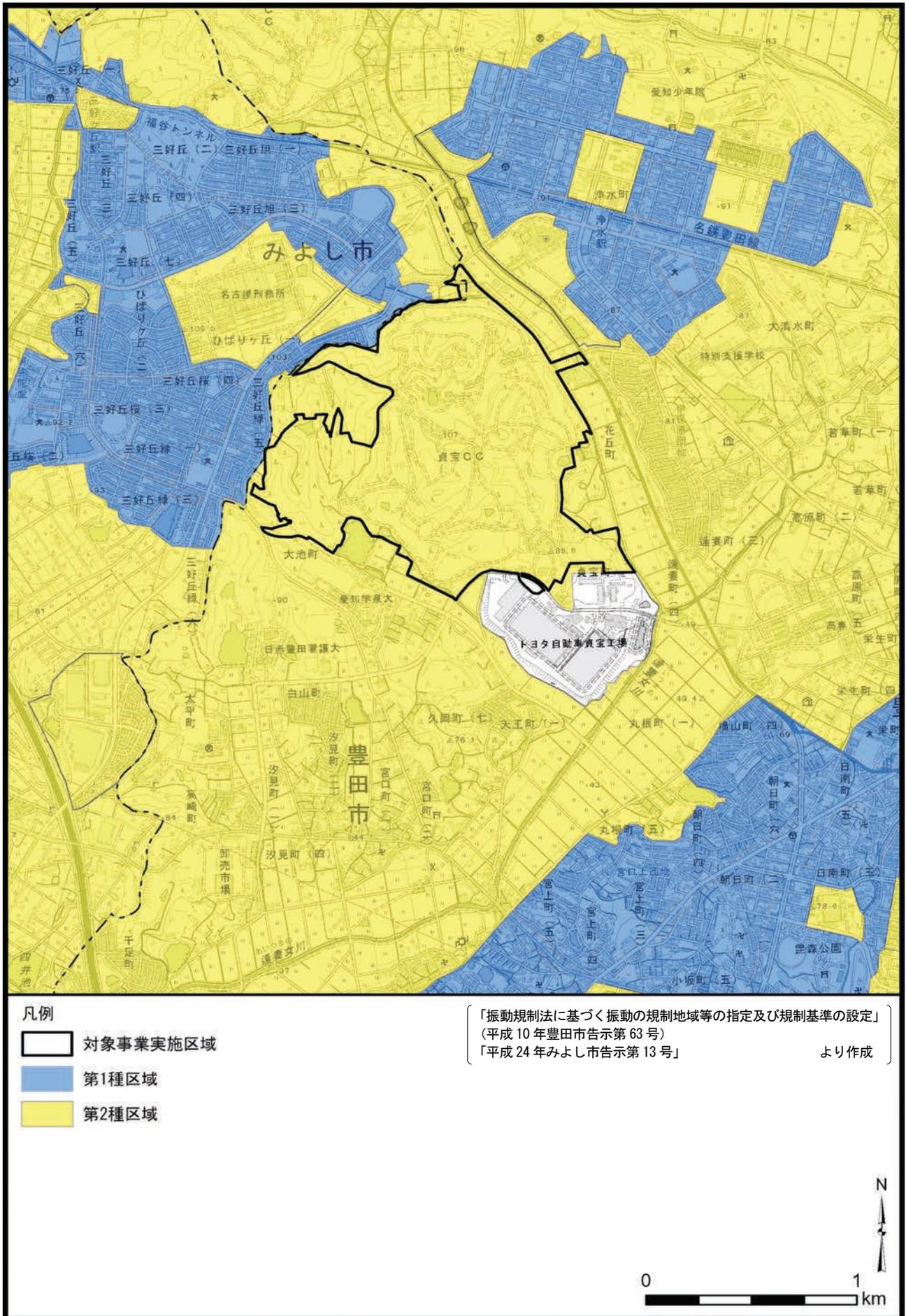
道路交通振動の要請限度は、「振動規制法」（昭和 51 年法律第 64 号）に基づき第 3.2-28 表のとおり定められている。

対象事業実施区域及びその周囲における道路交通振動の要請限度の指定状況は、第 3.2-11 図のとおりである。

第3.2-28表 道路交通振動の要請限度

区域の区分	昼 間	夜 間
	午前 7 時から午後 8 時まで	午後 8 時から翌日午前 7 時まで
第 1 種区域	65 デシベル	60 デシベル
第 2 種区域	70 デシベル	65 デシベル
備考：第 1 種区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域及び田園住居地域 第 2 種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域		

「振動規制法施行規則」（昭和 51 年総理府令第 58 号）
「振動規制法に基づく振動の規制地域等の指定及び規制基準の設定」（平成 10 年豊田市告示第 63 号）
「平成 24 年みよし市告示第 13 号」より作成



第 3.2-11 図 道路交通振動の要請限度の指定状況

④ 悪 臭

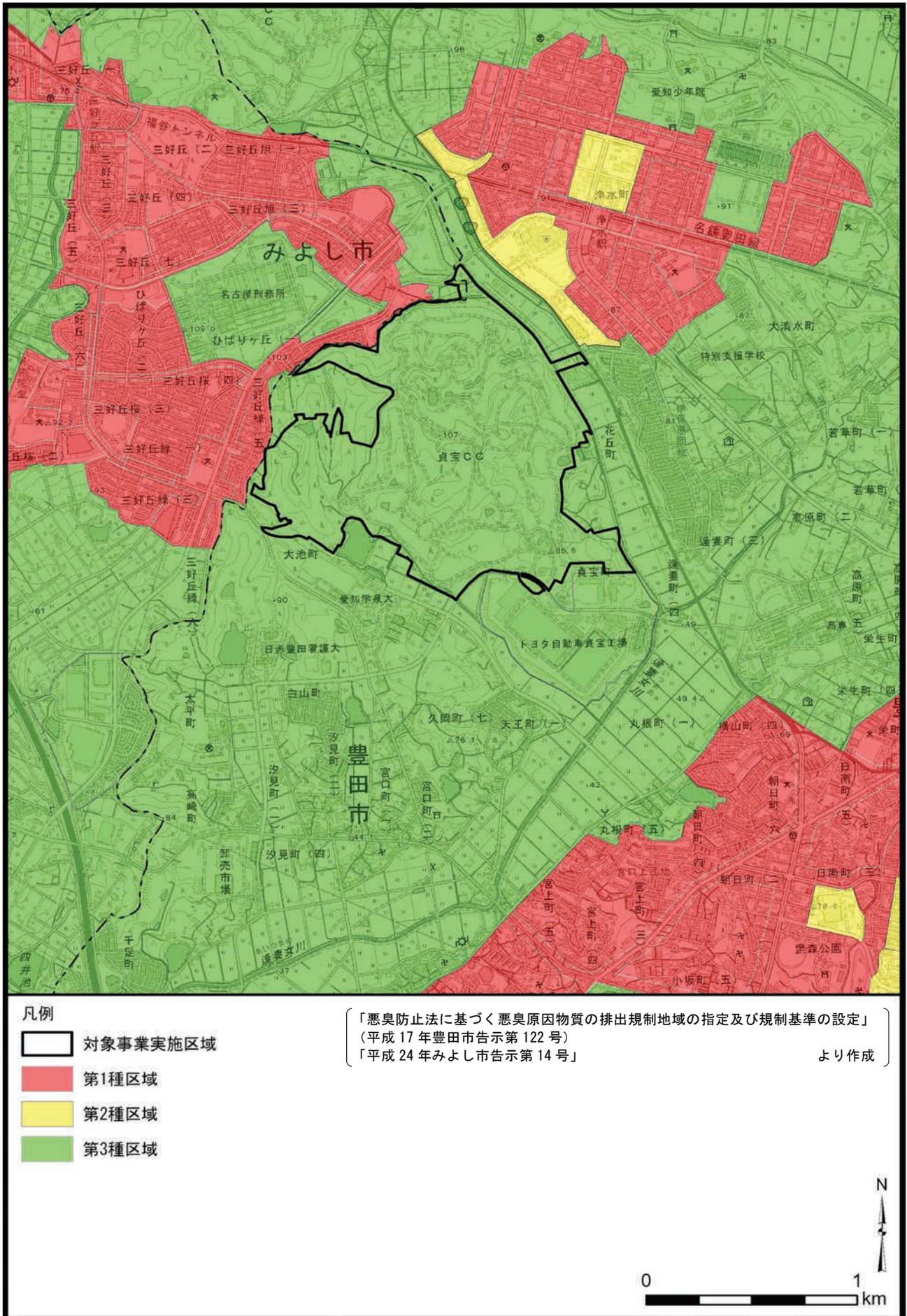
悪臭については、「悪臭防止法」（昭和 46 年法律第 91 号）により、工場その他の事業場から排出される悪臭について規制基準（特定悪臭物質濃度又は臭気指数に係る規制基準）が定められており、豊田市及びみよし市の悪臭に係る規制基準は第 3.2-29 表のとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲における悪臭に係る臭気指数規制の規制地域の指定状況は第 3.2-12 図のとおりであり、対象事業実施区域は第 3 種区域の規制基準が適用される。

第 3. 2-29 表 悪臭に係る規制基準

地域区分		第 1 種地域	第 2 種地域	第 3 種地域
臭気指数	敷地境界線、1 号規制基準	12	15	18
	気体排出口、2 号規制基準	「悪臭防止法施行規則」（昭和 47 年総理府令第 39 号）第 6 条の 2 に定める方法により算出した値		
	排 出 水、3 号規制基準	28	31	34

「悪臭防止法に基づく悪臭原因物質の排出規制地域の指定及び規制基準の設定」（平成 17 年豊田市告示第 122 号）
 「平成 24 年みよし市告示第 14 号」より作成



第 3.2-12 図 悪臭に係る臭気指数規制の規制地域の指定状況

⑤ 水質汚濁

水質汚濁については、「水質汚濁防止法」（昭和45年法律第138号）により、特定事業場から公共用水域に排出される水について排水基準が定められている。愛知県では「水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例」（昭和47年愛知県条例第4号）により、「水質汚濁防止法」の上乗せ排水基準（排水基準に代えて適用すべき、より厳しい基準）が定められている。

また、「豊田市の環境を守り育てる条例」により、事業活動に伴って公共用水域に排出される水について、排水規制基準が定められており、「水質汚濁防止法」の有害物質による排水基準と同等の基準が適用される。

水質汚濁に係る排水基準は、第3.2-30表及び第3.2-31表のとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲では、衣浦湾・境川等水域において上乗せ排水基準が適用される。

また、愛知県では「水質汚濁防止法第4条の5第1項及び第2項の規定に基づく化学的酸素要求量に係る総量規制基準」（平成29年愛知県告示第286号）等により、指定地域内の特定事業場で1日当たりの平均的な排出水の量が50m³以上のものから排出される排出水の汚濁負荷量について化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準が定められている。

対象事業に適用される総量規制基準は、第3.2-32表のとおりである。

第3.2-30表 水質汚濁に係る排水基準（有害物質）

有害物質の種類	許容限度	有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	1Lにつきカドミウム 0.03mg	1,3-ジクロロプロペン	1Lにつき 0.02mg
シアン化合物	1Lにつきシアン 1mg	チウラム	1Lにつき 0.06mg
有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	1Lにつき 1mg	シマジン	1Lにつき 0.03mg
		チオベンカルブ	1Lにつき 0.2mg
		ベンゼン	1Lにつき 0.1mg
鉛及びその化合物	1Lにつき鉛 0.1mg	セレン及びその化合物	1Lにつきセレン 0.1mg
六価クロム化合物	1Lにつき六価クロム 0.2mg	ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの 1Lにつきほう素 10mg 海域に排出されるもの 1Lにつきほう素 230mg
砒素及びその化合物	1Lにつき砒素 0.1mg		
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1Lにつき水銀 0.005mg		
アルキル水銀化合物	検出されないこと。		
ポリ塩化ビフェニル	1Lにつき 0.003mg		
トリクロロエチレン	1Lにつき 0.1mg	ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの 1Lにつきふっ素 8mg 海域に排出されるもの 1Lにつきふっ素 15mg
テトラクロロエチレン	1Lにつき 0.1mg		
ジクロロメタン	1Lにつき 0.2mg		
四塩化炭素	1Lにつき 0.02mg		
1,2-ジクロロエタン	1Lにつき 0.04mg	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1Lにつきアンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100mg
1,1-ジクロロエチレン	1Lにつき 1mg		
シス-1,2-ジクロロエチレン	1Lにつき 0.4mg		
1,1,1-トリクロロエタン	1Lにつき 3mg		
1,1,2-トリクロロエタン	1Lにつき 0.06mg	1,4-ジオキサソ	1Lにつき 0.5mg
備考：「検出されないこと」とは、「排水基準を定める省令」（昭和46年総理府令第35号）第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。			

「排水基準を定める省令」（昭和46年総理府令第35号）
「豊田市の環境を守り育てる規則」（平成18年豊田市規則第49号）より作成

第3. 2-31表 水質汚濁に係る排水基準（その他の項目）

項目	許容限度	上乗せ排水基準
水素イオン濃度 (pH)	海域以外の公共用水域に排出されるもの 5.8 以上 8.6 以下 海域に排出されるもの 5.0 以上 9.0 以下	
生物化学的酸素要求量 (BOD)	1L につき 160mg (日間平均 1L につき 120mg)	1L につき 25mg (日間平均 1L につき 20mg)
化学的酸素要求量 (COD)	1L につき 160mg (日間平均 1L につき 120mg)	1L につき 25mg (日間平均 1L につき 20mg)
浮遊物質 (SS)	1L につき 200mg (日間平均 1L につき 150mg)	1L につき 30mg (日間平均 1L につき 20mg)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	1L につき 5mg	1L につき 2mg
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油類含有量)	1L につき 30mg	1L につき 10mg
フェノール類含有量	1L につき 5mg	1L につき 1mg
銅含有量	1L につき 3mg	1L につき 1mg
亜鉛含有量	1L につき 2mg	
溶解性鉄含有量	1L につき 10mg	1L につき 5mg
溶解性マンガン含有量	1L につき 10mg	1L につき 5mg
クロム含有量	1L につき 2mg	
大腸菌数	日間平均 1mL につき 800CFU	
窒素含有量	1L につき 120mg (日間平均 1L につき 60mg)	
磷含有量	1L につき 16mg (日間平均 1L につき 8mg)	

備考：1. 「日間平均」による許容限度は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
 2. この表に掲げる許容限度は、一日当たりの平均的な排出水の量が 50m³ 以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。
 3. 生物化学的酸素要求量についての排水基準及び上乗せ排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準及び上乗せ排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限って適用する。
 4. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1L につき 9,000mg を超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。
 5. 磷含有量についての排水基準は、磷が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。
 6. 上乗せ排水基準は、「水質汚濁防止法第 3 条第 3 項に基づく排水基準を定める条例」（昭和 47 年愛知県条例第 4 号）別表第 2 四 衣浦湾・境川等水域に係る上乗せ排水基準に掲げる一日当たりの平均的な排出水の量が 20m³ 以上である新設の工場又は事業場のうち、その他の地域に所在する全業種に係る基準値である。
 7. 溶解性鉄含有量及び溶解性マンガン含有量についての上乗せ排水基準は、刈谷市の上水道水源よりも上流の境川に排出される排水について適用する。

〔「排水基準を定める省令」（昭和 46 年総理府令第 35 号）

「水質汚濁防止法第 3 条第 3 項に基づく排水基準を定める条例」（昭和 47 年愛知県条例第 4 号）より作成

第3. 2-32表 水質汚濁防止法に基づく総量規制基準

項目	総量規制基準					
化学的酸素要求量 (COD)	$Lc=(Ccj \cdot Qcj+Cci \cdot Qci+Cco \cdot Qco) \times 10^{-3}$ Lc:排出が許容される汚濁負荷量 (kg/日) Ccj、Cci、Cco:業種及び時期の区分ごとに知事が定める COD (mg/L) であり、輸送用機械器具製造業においては、それぞれ下表の COD(mg/L) 欄の(3)、(2)、(1) の値が適用される。 Qcj:平成 3 年 7 月 1 日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量 (m ³ /日) Qci:昭和 55 年 7 月 1 日から平成 3 年 6 月 30 日までの間に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量 (Qcj を除く。) (m ³ /日) Qco:特定排出水の量 (Qcj 及び Qci を除く。) (m ³ /日)					
	整理番号	業種その他の区分	COD (mg/L)			備考
			(1)	(2)	(3)	
206	輸送用機械器具製造業	20	10	10	電気めっき工程又は塗装工程にあつては、(2)及び(3)の値は、20 とする。	
窒素含有量 (T-N)	$Ln=(Cni \cdot Qni+Cno \cdot Qno) \times 10^{-3}$ Ln:排出が許容される汚濁負荷量 (kg/日) Cni、Cno:業種及び時期の区分ごとに知事が定める N (mg/L) であり、輸送用機械器具製造業 (日平均排水量 400m ³ 以上の工場) においては、それぞれ下表の N(mg/L) 欄の(2)、(1) の値が適用される。 Qni:平成 14 年 10 月 1 日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量 (m ³ /日) Qno:特定排出水の量 (Qni を除く) (m ³ /日)					
	整理番号	業種その他の区分	N (mg/L)		備考	
			(1)	(2)		
206	輸送用機械器具製造業 (日平均排水量 400m ³ 以上の工場)	15	10		自動車・同付属品製造工程 (窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。) にあつては、(1)及び(2)の値は、それぞれ 30、20 とする。	
りん含有量 (T-P)	$Lp=(Cpi \cdot Qpi+Cpo \cdot Qpo) \times 10^{-3}$ Lp:排出が許容される汚濁負荷量 (kg/日) Cpi、Cpo:業種及び時期の区分ごとに知事が定める P (mg/L) であり、輸送用機械器具製造業 (日平均排水量 400m ³ 以上の工場) においては、それぞれ下表の P(mg/L) 欄の(2)、(1) の値が適用される。 Qpi:平成 14 年 10 月 1 日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量 (m ³ /日) Qpo:特定排出水の量 (Qpi を除く) (m ³ /日)					
	整理番号	業種その他の区分	P (mg/L)		備考	
			(1)	(2)		
206	輸送用機械器具製造業 (日平均排水量 400m ³ 以上の工場)	2	1		自動車・同付属品製造工程 (りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。) にあつては、(1)及び(2)の値は、それぞれ 3.5、2 とする。	

「水質汚濁防止法第 4 条の 5 第 1 項及び第 2 項の規定に基づく化学的酸素要求量に係る総量規制基準」
 (平成 29 年愛知県告示第 286 号)
 「水質汚濁防止法第 4 条の 5 第 1 項及び第 2 項の規定に基づく窒素含有量に係る総量規制基準」
 (平成 29 年愛知県告示第 287 号)
 「水質汚濁防止法第 4 条の 5 第 1 項及び第 2 項の規定に基づくりん含有量に係る総量規制基準」
 (平成 29 年愛知県告示第 288 号) により作成

⑥ 土壌汚染

土壌汚染については、「土壌汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号）及び「愛知県生活環境保全条例」により、使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場及び特定有害物質等取扱事業所の敷地であった土地、3,000m²以上の土地の形質の変更を行おうとする土地（ただし有害物質使用特定施設が設置されている土地については 900m²以上）並びに土壌汚染による健康被害が生ずるおそれがあると知事が認めた土地の所有者等は、土壌汚染の状況を調査し、その結果を知事に報告することが定められている。

「土壌汚染対策法」に基づく土壌汚染状況調査の結果、特定有害物質による土壌の汚染状態が指定基準に適合しないことが確認された場合は、知事により要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定される。

対象事業実施区域及びその周囲には、「土壌汚染対策法」に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定はない。

⑦ 地盤沈下

対象事業実施区域及びその周囲は、「工業用水法」（昭和 31 年法律第 146 号）及び「愛知県生活環境保全条例」により地下水の採取規制はされていない。なお、同条例により、豊田市及びみよし市内においては揚水機の吐出口の断面積が 19cm²を超える揚水設備（1 事業所に 2 つ以上ある場合はその断面積の合計）を設置している場合は、水量測定器を設置しなければならないとされている。

⑧ 特定化学物質

特定化学物質については、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 86 号）により、政令で定める化学物質を製造・使用・生成・排出する事業者は、排出量、移動量及び取扱量の届出、特定化学物質管理書の作成提出、事故時の応急措置・通報届出が定められている。

⑨ 廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）により、事業者が自らの責任において適正に処理することが定められている。

また、特定建設資材（コンクリート（プレキャスト板等を含む。）、アスファルト・コンクリート、木材）を用いた建築物等の解体工事又は特定建設資材を使用する新築工事等にあつて一定規模以上の建設工事については、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号）により、工事の受注者等に対して、特定建設資材廃棄物を基準に従って分別解体等し、再資源化することが義務付けられている。

⑩ 残土

残土については、「建設副産物適正処理推進要綱」（平成 5 年建設省経建発第 3 号）により、建設工事の副産物である建設発生土は、発生抑制、再使用及び再利用等の総合的対策を適切に実施するよう定められている。

(3) その他環境保全計画等

① 環境基本計画

a. 愛知県環境基本計画

「愛知県環境基本計画」は、「愛知県環境基本条例」（平成7年愛知県条例第1号）に基づき1997年に策定され、2021年には「第5次愛知県環境基本計画」（計画期間2021～2030年度）が策定された。

「第5次愛知県環境基本計画」は、「日本一環境にやさしいあいち」、「環境と経済成長が好循環しているあいち」、「地域が活性化している魅力あるあいち」の3つのあいちを基調とした地域づくりを進めることで、「SDGs達成に向け、環境を原動力に経済・社会が統合的に向上する『環境首都あいち』」の実現を目指している。

本計画では、2040年頃までの長期を展望した上で、2030年までの間に取り組むべき施策の方向について、「SDGsの達成を加速するため、『地球温暖化対策』、『自然との共生』、『資源循環』、『安全・安心の確保』の各分野について、新たな課題への対応も含め取り組むとともに、SDGsを理解・認識した『行動する人づくり』やパートナーシップによる連携・協働を推進します。」としている。

b. 豊田市環境基本計画

「豊田市環境基本計画」は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「豊田市環境基本条例」（平成8年豊田市条例第27号）に基づき策定するので、1995年に初めて策定されて以降、2002年、2008年、2018年に改訂が行われた。

2018年3月（2022年3月中間見直し）に策定された「豊田市環境基本計画2018-2025」は、「私たちは、『WELOVEとよた』とし、“豊かな自然の恵み”と“先進的な技術”を活かして、将来にわたって環境にやさしく、多様で豊かな豊田市をつくります。」を基本理念とし、これを実現するために「脱炭素社会」、「自然共生社会」、「循環型社会」、「安全・安心社会」の4つの社会と、それらの社会を横断的につなぐ「市民の環境行動力の向上と共働の分野」で構成されている。

各社会・分野における重点施策は、第3.2-33表のとおりである。

第3.2-33表 「豊田市環境基本計画2018-2025」における重点施策

社会・分野	重点施策
脱炭素社会	・エネルギーの地産地消の仕組みづくり ・街区・住宅等のスマート化 ・次世代型脱炭素交通システムの導入 ・健全な人工林づくりの推進 ・気候変動適応策の推進
自然共生社会	・環境教育・環境学習の充実 ・自然環境調査の充実 ・生物多様性保全に係る企業の理解・活動の促進
循環型社会	・家庭系廃棄物の減量 ・事業系一般廃棄物の減量
安全・安心社会	・良好な生活環境の形成 ・気候変動適応策の推進
市民の環境行動力の向上と共働の分野	・環境行動を促す支援 ・環境行動を促す仕組みづくり

〔「豊田市環境基本計画2018-2025」（豊田市、2022年）より作成〕

c. みよし市環境基本計画

「みよし市環境基本計画」は、「みよし市環境基本条例」（平成14年みよし市条例第4号）に基づき2011年に策定され、環境を取り巻く社会情勢の変化を踏まえて2021年3月に「第2次みよし市環境基本計画」が策定された。

本計画では、将来像を「循環・共生する持続可能なずっと住みたいまち」とし、「脱炭素」、「自然共生」、「資源循環」、「安全・安心」、「協働」の分野で第3.2-34表に示す施策を展開することで、将来像の実現を目指している。

第3.2-34表 「第2次みよし市環境基本計画」における施策

施策分野	施策
【脱炭素】 1. 脱炭素のまちづくり	1. 地球温暖化対策への対応 2. 環境負荷の少ない交通の推進
【自然共生】 2. 自然共生のまちづくり	1. 豊かな自然の保全・再生 2. 身近な緑の保全・創出 3. 公害対策の推進 4. 快適で人にやさしい都市空間の形成
【資源循環】 3. 循環型のまちづくり	1. 資源の循環利用の推進 2. 資源の地域循環
【安全・安心】 4. 安全・安心のまちづくり	1. 環境汚染の防止とリスク低減 2. 良好な生活環境 3. 災害に強いまちづくり
【協働】 5. 協働による環境行動のまちづくり	1. 環境学習の推進 2. 環境保全行動の推進

〔「第2次みよし市環境基本計画」（みよし市、2021年）より作成〕

② 地球温暖化防止計画

a. あいち地球温暖化防止戦略

「あいち地球温暖化防止戦略」は、2005年2月の「京都議定書」の発効に先立ち、2005年1月に策定され、地球温暖化防止に関する取組みを総合的かつ計画的に推進し、2012年2月の「あいち地球温暖化防止戦略2020」、2018年2月の「あいち地球温暖化防止戦略2030」への改定を経て、施策の充実強化を図ってきた。

「あいち地球温暖化防止戦略2030（改定版）」は、世界的な脱炭素化の流れや国内における中長期的な地球温暖化対策を踏まえて2022年12月に策定されたもので、2030年度における温室効果ガス排出量を2013年度比で46%削減することを目標として掲げている。

本計画では、第3.2-35表に示す2030年度における目指すべき社会像を通じて、2050年カーボンニュートラルの実現を目指している。

第3.2-35表 「あいち地球温暖化防止戦略2030（改定版）」の目指すべき社会像

項目	目指すべき社会像
家庭	健康的で豊かな脱炭素型の生活環境
事業活動	環境と経済が調和した活力ある産業社会
自動車利用	環境配慮と利便性の両立
空港・港湾・鉄道	交通・物流の機能強化による脱炭素化
地域	地域の特性を生かした脱炭素化の中心となるまちづくり
再エネ等の利活用	多様なエネルギー源による安全で安定したエネルギー社会
吸収源	森林整備や木材利用の促進、ブルーカーボンの活用

〔「あいち地球温暖化防止戦略2030（改定版）」（愛知県、2022年）より作成〕

b. 豊田市地球温暖化防止行動計画

「豊田市地球温暖化防止行動計画 2018-2025」は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号）に基づく地方公共団体実行計画として、また「気候変動適応法」（平成 30 年法律第 50 号）に基づく地域気候変動適応計画であり、「豊田市環境基本計画 2018-2025」（豊田市、2018 年）における脱炭素社会の具体的な行動計画として 2018 年 3 月に策定され、2022 年 3 月に中間見直しが行われた。

本計画では、2030 年度における温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 50%削減し、2050 年度における温室効果ガス排出量を 2013 年度比で実質 100%削減することを目標としており、2040～2050 年における豊田市の将来の姿として以下の長期的ビジョンを定め、脱炭素なまちを目指している。

【長期的ビジョン】

- 脱炭素インフラ・仕組みの下で、市民が脱炭素型の技術やサービスを使用しながら、無理なく環境行動を実践する社会が実現しています。
- 都市部と山村部の強みを活かしてエネルギーや資源の地産地消が行われ、脱炭素かつ適応力の高い社会となっています。
- 環境・エネルギーやモビリティに関する先進的な取組が提案・蓄積され、その成果が地域の課題解決に役立っています。

c. みよし市地球温暖化対策実行計画

みよし市では、市制施行前の 2000 年に「三好町地球温暖化対策実行計画、庁内環境保全率先行動計画」を策定し、2011 年には「地球環境にやさしい 低炭素型都市づくり」を含む基本目標を定めた「みよし市環境基本計画」を策定して、これを地球温暖化対策実行計画（区域施策編）と位置付けた。その後、2019 年 12 月に表明した「ゼロカーボンシティ宣言」、2021 年策定の「第 2 次みよし市環境基本計画」を踏まえ、2021 年 3 月に「みよし市地球温暖化対策実行計画」が策定されている。

本計画は、第 3.2-33 表に示す「第 2 次みよし市環境基本計画」の施策分野のうち脱炭素を担う重要分野であるため、「脱炭素のまちづくり」における「1. 地球温暖化対策への対応」、「2. 環境負荷の少ない交通の推進」を本計画でも実行することとしている。

③ 景観計画

a. 豊田市景観計画

豊田市では、2008 年 3 月に「豊田市景観計画」を策定し、その後、「第 8 次豊田市総合計画」の策定に伴い、2018 年 3 月に見直しを行っている。

対象事業実施区域は、「都市近郊自然共生ゾーン」に位置しており、本ゾーン内で「届出対象行為」の規模を超える建築物、工作物の建築、開発行為を行おうとする場合、「景観形成基準」に適合させる必要がある。

b. みよし市みどりと景観計画

みよし市では、2011 年に「都市緑地法」（昭和 48 年法律第 72 号）に基づく「緑の基本計画」と「景観法」（平成 16 年法律第 110 号）に基づく「景観計画」が一体となった「みどりと景観計画」を策定し、その後、上位計画の変更や社会情勢の変化に対応するため、2024 年 7 月に目標年次を 2033 年度とする改訂を行っている。

2. 自然関係法令等

(1) 自然保護関係

① 自然公園

対象事業実施区域及びその周囲には、「自然公園法」（昭和 32 年法律第 161 号）に基づく国定公園及び『愛知県立自然公園条例（昭和 43 年愛知県条例第 7 号）に基づく』県立自然公園の指定はない。

② 自然環境保全地域

対象事業実施区域及びその周囲には、「自然環境保全法」（昭和 47 年法律第 85 号）及び「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」（昭和 48 年愛知県条例第 3 号）に基づく自然環境保全地域の指定はない。

③ 生息地等保護区

対象事業実施区域及びその周囲には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年法律第 75 号）及び「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」（昭和 48 年愛知県条例第 3 号）に基づく生息地等保護区の指定はない。

④ 鳥獣保護区

対象事業実施区域及びその周囲における「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号）に基づく鳥獣保護区の指定状況は、第 3.2-13 図のとおりである。
対象事業実施区域の周囲には、三ヶ峯鳥獣保護区が存在する。

(2) 景観保全関係

① 景観計画区域

豊田市及びみよし市の全域は、「景観法」（平成 16 年法律第 110 号）に基づく景観計画区域である。

(3) 国土防災関係

① 保安林

対象事業実施区域及びその周囲における「森林法」（昭和 26 年法律第 249 号）に基づく保安林の指定状況は、第 3.2-14 図のとおりである。
対象事業実施区域の周囲には、保安林に指定されている地域がある。

② 河川保全区域

対象事業実施区域及びその周囲には、「河川法」（昭和 39 年法律第 167 号）に基づく河川保全区域の指定はない。

③ 砂防指定地

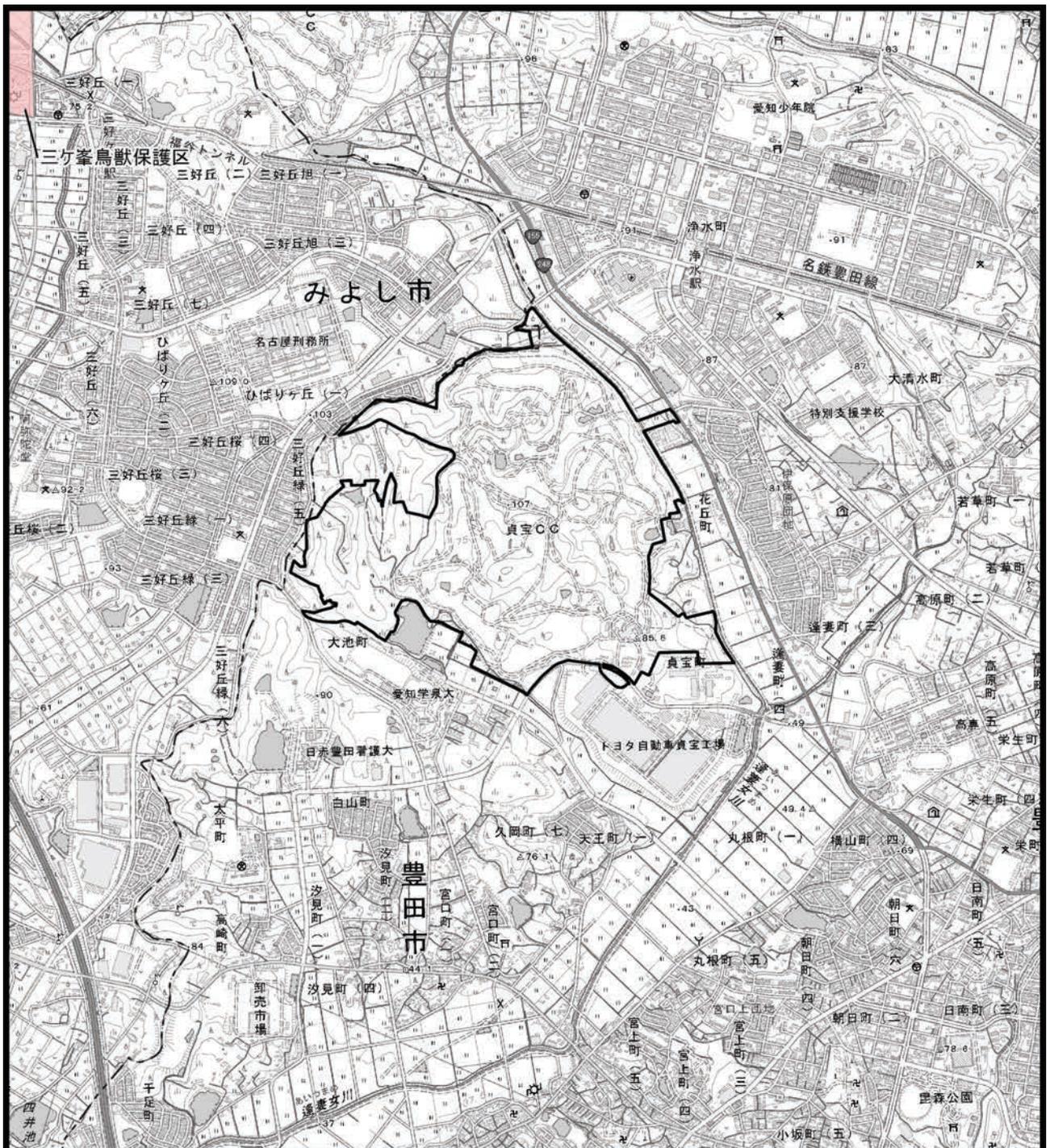
対象事業実施区域及びその周囲における「砂防法」（明治 30 年法律第 29 号）に基づく砂防指定地の指定状況は、第 3.2-15 図のとおりである。
対象事業実施区域及びその周囲は、砂防指定地に指定されている。

④ 地すべり防止区域

対象事業実施区域及びその周囲は、「地すべり等防止法」（昭和 33 年法律第 30 号）に基づく地すべり防止区域の指定はない。

⑤ 急傾斜地崩壊危険区域

対象事業実施区域及びその周囲は、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和 44 年法律第 57 号）に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定はない。



凡例

〔「令和7年度愛知県鳥獣保護区等位置図」(愛知県ウェブサイト、2025年11月閲覧)より作成〕

- 対象事業実施区域
- 鳥獣保護区



第 3.2-13 図 鳥獣保護区の指定状況



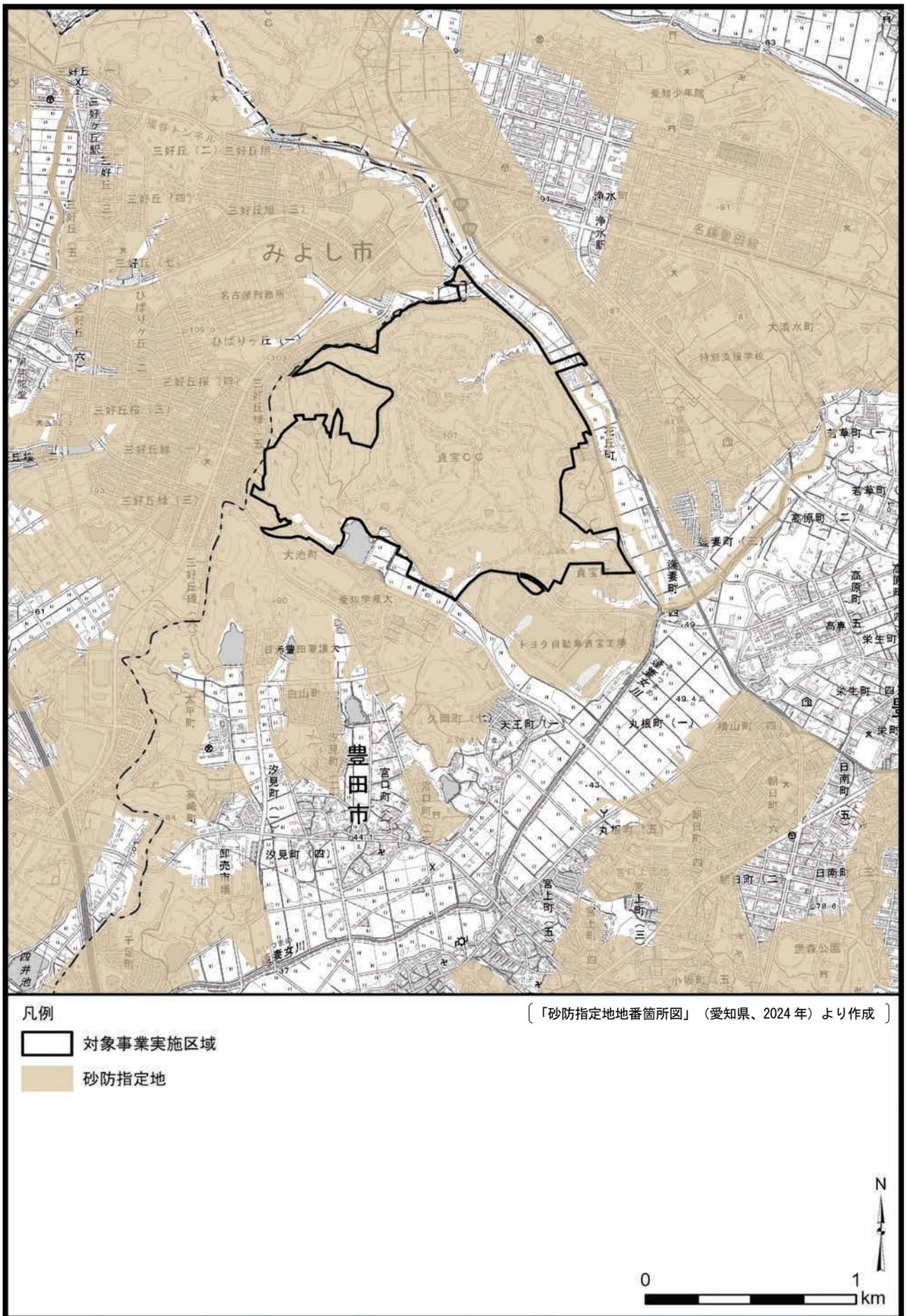
凡例

- 対象事業実施区域
- 保安林

「愛知県土地利用規制図 平成13年度版」(愛知県、2002年)
 「国土数値情報ダウンロードサイト」
 (国土交通省ウェブサイト、2025年11月閲覧)より作成



第 3.2-14 図 保安林の指定状況



第 3.2-15 図 砂防指定地の指定状況

3.2.8 その他対象事業に関し必要な事項

1. 廃棄物の状況

(1) 一般廃棄物の状況

関係市における 2023 年度の一般廃棄物の状況は第 3.2-36 表のとおりであり、総排出量は豊田市で 129,275t、みよし市で 19,699t、総資源化量は豊田市で 19,304t、みよし市で 2,925t、最終処分量は豊田市で 7,835t、みよし市で 2,100t である。

第3.2-36表 一般廃棄物の状況（2023年度）

地域	排出量 (t)					資源化量 (t)		最終処分量 (t)	リサイクル率 (%)
	総排出量	収集ごみ量	直接搬入ごみ量	自家処理量	集団回収量	直接資源化量	総資源化量		
豊田市	129,275	108,741	18,250	—	2,284	6,301	19,304	7,835	14.9
みよし市	19,699	16,334	3,296	—	69	74	2,925	2,100	14.8
愛知県	2,282,051	1,950,873	246,348	—	84,830	85,507	503,617	143,255	22.1

注：1. 「リサイクル率」＝「総資源化量」/（「収集ごみ量」＋「直接搬入ごみ量」＋「集団回収量」）×100

2. 「—」は、事実がないことを示す。

〔「令和5年度一般廃棄物処理事業実態調査」（愛知県、2025年）より作成〕

(2) 産業廃棄物の状況

愛知県における 2023 年度の産業廃棄物の状況は、第 3.2-37 表のとおりであり、発生量は 20,019 千 t、資源化量は 15,428 千 t、最終処分量は 862 千 t である。

第3.2-37表 産業廃棄物の状況（2023年度）

(単位：千 t)

地域	発生量	減量化量	資源化量			最終処分量	その他量
			合計	有償物量	再生利用量		
愛知県	20,019	3,727	15,428	5,181	10,247	862	1

〔「2023年度産業廃棄物処理状況等調査」（愛知県ウェブサイト、2026年1月閲覧）より作成〕

2. 温室効果ガス等の状況

「2022年度温室効果ガス総排出量について」（愛知県ウェブサイト、2025年11月閲覧）によれば、2022年度の愛知県における温室効果ガス総排出量は7,010万t-CO₂であり、前年度（2021年度）の排出量と比べて0.4%増加し、「あいち地球温暖化防止戦略2030（改定版）」（愛知県、2022年）の基準年度である2013年度と比べて14.9%減少している。

また、「環境報告書 2023（令和5）年度実績」（豊田市、2025年）によれば、2021年度の豊田市における温室効果ガス総排出量は2,893千t-CO₂である。

